

平成28年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成28年3月10日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について

第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第8号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について

第9号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について

第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定について

第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について

第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について

第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について

第19号議案 町道路線の認定及び廃止について

第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算

第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算

第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算

第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計予算

第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算

第33号議案 平成28年度幸田町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君

2番 伊與田伸吾君

3番 稲吉照夫君

4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
教 育 長 小野伸之君	企 画 部 長 大竹広行君
総 務 部 長 山本富雄君	住民こども部長 山本茂樹君
健康福祉部長 大澤正君	環境経済部長 清水宏君
建設部長 近藤学君	教 育 部 長 小野浩史君
消 防 長 壁谷弘志君	企業立地監 志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長 林敏幸君	総務部次長兼 税 務 課 長 平松寛昭君
健康福祉部次長 兼福祉課長 山下明美君	環境経済部次長 兼水道課長 伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長 伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長 羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長 本田稔君	会計管理者兼 出 納 室 長 牧野洋司君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これより、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から、発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに、本日、配付させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は20名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第 1

○議長（浅井武光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 120 条の規定により、本日の会議録署名議員を、11 番 池田久男君、
12 番 笹野康男君の御両名を指名します。



日程第 2

○議長（浅井武光君） 日程第 2、第 4 号議案から第 19 号議案までの 16 件と、第 25 号
議案から第 33 号議案までの 9 件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますから、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順にします。

発言は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき、15 分以内と
し、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁
をお願いいたします。

初めに、第 4 号議案の質疑を行います。

13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 今回の幸田町職員定数条例の一部改正につきましては、農業協同
組合法の一部改正と同時に、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴うものによって、
改正をするものであります。

その内容は、農地利用最適化推進委員を新設をするというものでありますけれども、
しかしながら、この内容につきましては、そもそも農業委員会についての一部改正とい
うものがなされて、それを受けてやるのが本来ではなかろうかなと、私は、順番から思
うとそうではないかというふうに思うわけですが、今回の提案では、この幸田町
職員定数条例の一部改正が先に来てしまったということで、そこでお尋ねをするわけ
でありますけれども、この農業委員会の中に農地利用最適化推進委員を新設をした、その
目的について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 農業委員会法の一部改正に伴いまして、委員が言われたと
おり、農地利用最適化推進委員というものが新設されました。

こちらにつきましては、いわゆる従前の農業委員会におきましては、農業委員会が、
いわゆる権利移動ですとか、農地転用ですとか、そのようなこと、あるいは、農地最適
化といいますか、いわゆる、担い手への農地の集積ですとか、あるいは、耕作放棄地の
防止解消等を、農業委員が行っていたものについて、一部を最適化に関する部分につい
ての業務を新たに設置されました農地利用最適化推進委員の方にもやっていただくとい
う趣旨でございます。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 私なりに調べてみましたところ、この農業委員会、この改正では、

今まで農業委員を選ぶときには、選挙と公選によって選んでいたわけでありすけれども、この選挙を廃止をして、市町村長による任命として、数も半減をさせるという内容であるという、そして、また、農地利用最適化推進委員という実動部隊を新設をするというものであって、それが、今回の農業委員会の一部改正であるということでありすけれども、そのことから考えると、本来、農業委員会が農業を守る立場、これであったものが、いわゆるこの実動部隊をつくることによって規制緩和を図るというものではないかというふうに思うわけでありすけれども、この目的が農地の最適化ということで農業集積で大型農業を推進をすると、こういう内容によって、そして、また、次のところにも出てくるわけでありすけれども、要するに、この農業協同組合法も改正をしながら、農地をどんどん規制緩和をしてくる、こういう内容ではないかなというふうに思うわけでありすけれども、いずれにいたしましても、今回のこの職員定数条例の一部改正につきましては、そうした順番が逆になってしまったというものではないかなと推測するわけでありすけれども、なぜこのようになったのか、それについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） こちらの定数条例が先になったということでございすけれども、農業委員会のいわゆる条例のほうにつきましては、現任委員さんの任期が平成29年7月29日まででございす。施行日につきましては、4月1日でございすけれども、実質新しい形態になるというのは、平成29年7月30日、新農業委員さんが選任された段階からスタートするということで、決して順番が後先になったということとはございせん。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この5号議案につきましても、学校教育法等の一部を改正する法律によって、この内容が変わるわけでありすけれども、それが、3つの一部改正になるわけでありまして、この学校教育法、義務教育学校を設けるということで、前期課程、後期課程ということで、一貫して教育を行うと、こういう内容であるということによって変わるわけでありすけれども、この内容につきましては、説明のときには、内容は変わるものではないというようなことを受けましたけれども、実際、どのように変わるのか、お尋ねしたいと思います。

また、これについての影響はあるか、そのことについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、今回の学校教育法の改正でございすけれども、既存の小学校及び中学校と異なる新たな学校の種類として創設された学校でございす。

義務教育学校につきましては、小学校の機能と中学校の機能を合わせた一つの学校であるため、学校教育法で定める小学校及び中学校と区別されるものでございす。

そのような点を踏まえまして、従前の小学校の相当する義務教育の前期課程につきま

して、今回、職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきましては、追加をさせていただいたものでございます。

これに伴いまして、じゃあ、対象者がどうなるかということでありますけれども、それは、今回の職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきましては、変わるものではないでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の改正の中で、教育委員会所管のプールに関します設置及び管理に関する条例と、同じく体育施設、これは、主に弓道場のことでありますけれども、いわゆるプールと弓道場の料金表が条例中にありまして、いわゆる料金の区分の中に、大人に分けて、小さな人と書いて小人ということの定義がございまして、これが、中学生以下のものに対しては、この料金でというところの定義の中に、今回の義務教育学校が創設をされましたことに伴いまして、改正をさせていただくということでございます。

定義の改定ということで、実質的な子どもたちへの料金に対する影響等はないということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この小中一貫教育でありますけれども、義務教育学校として小中一貫教育を進めるというものでありますが、2014年度5月現在では、全国の1,743市区町村中1,130件あるという統計が出ておりました。

そこで、お聞きをするわけでありますけれども、このような新しい義務教育学校が新設されるということで、県内にこのような小中一貫を取り入れている学校はあるかということと、また、今回のこの字句の訂正ということでありますけれども、しかしながら、このような学校教育が変わってくるという、学校教育の形態も変わってくることも出てきているわけでありまして、この小中一貫教育制度の導入にかかわっての学校教育法の一部改正で、幸田町にとっては、こうした字句の訂正だけで済むのかどうなのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の法の改正によりまして、新たに義務教育学校が設置できるということでありまして。

県内の状況はいかにということでございますけれども、まずもって、国に紹介をいたしまして、この平成28年4月1日から全国で義務教育学校設置する予定があるのは、東京都の品川区、それから、千葉県の市川市、茨城県のつくば市、水戸市の4自治体だというふうに把握をしていると。

既に、取り組んでいる小中一貫教育校につきましては、この法の改正をされたことを受けて、新たに正式に義務教育学校とするかどうか、ここら辺については、国においてもまだつかんでいないということでありまして。

県内には、既に平成22年4月には、飛島村立の施設一体型の小中一貫校がございまして。

これにつきましては、今回の法改正を受けまして、義務教育学校という新たな形での学校にするかどうか、ここまでは、これまでは、小学校、中学校の位置づけとして、小中一体型の学校ということで、今までどおり小学校と中学校ということなのですが、この法改正を合わせて、義務教育学校という形にするかどうかまでの確認をとっておりませんが、県ないではそうした事例があるということでございます。

それから、字句の訂正改正をさせていただいたところでありますけれども、今後のこうした背景を受けて、どうした形で教育についての形態を考えていくかということでありまして、あくまでも、全国におきまして、既に、先ほど申しましたように小中で一貫した教育が進められている事例を受けて、正式に法の改正がされたという趣旨であると思います。

この小中一貫をなぜしてきたかということにつきましては、いろいろな教育におきます弊害等が想定をされておった、いわゆる中一ギャップであるとか、いじめの問題だとか、いろいろな問題等も含めた形での改正であるというふうに思っておりますけれども、一つの学校の種類がふえたということもございますけれども、幸田町において、また、研究の材料の一つであるというふうには思っておりますが、具体的には、今後の状況について見据えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番。

○13番（丸山千代子君） 同じく、この4号議案と関連する内容でありまして、農業協同組合法の一部改正によって、6条だての法律が変わるというようなことを説明を受けました。

その内容として、農地利用最適化推進委員、これが新設されたことによる改正でありますけれども、そこでこの費用面、実費弁償を支給するものに新たに追加した7号というのがあるわけですが、これについて説明がいただきたいということであります。

次に、農地利用最適化推進委員の出席する会議、この位置づけもあるわけですが、これは、どういう会議であるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回、新たに追加した7号でございますけれども、これにつきましては、この条例は法令の規定により実費弁償を条例で定めることが義務づけられているものをまずは定めております。

新たな行政不服審査法において、今回、幸田町行政不服審査条例で制定をされるわけですが、審査会等、従来の不服申し立てよりも正確な事実確認等のために、関係者を出頭させる可能性が高くなることが想定をされております。

このことから、行政不服審査法の規定に限らず、法令、または、条例の規定により、町の裁量で関係者を出頭させることが必要な場合は、行政各班にわたる関係者の出頭に係る公平性を保つために、法令で義務づけられた実費弁償でなくとも支給するように追

加に改正をさせていただくものでございます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 農地利用最適化推進委員の出席する会議でございますけれども、農業委員会総会並びに、農政部会、農地部会、こちらのほうになるかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この7号の中には、これらに類するもののためにというふうに出てあって、そして、その出頭、または、参加をしたもので、町長が適当と認めるものということであります。

この類するものというのは、どのようなものであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 類するものということで、それぞれ、条例の中ですと、今、想定をしておりますけれども、行政手続条例なり、議会の議員、その他、非常勤の職員の公務災害補償条例に関する補償等に関する条例なり、学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害に関する条例なり、消防団等の公務災害補償条例、そういうものに規定をされておまして、今回に承認等が出た場合には、この実費弁償を支給するというような形での改正でございます。

ただ、今回、1号から6号までの関係でありますけれども、証人等に伴う実費弁償につきまして、実績自体は、非常にないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は、等級別基準職務表というものを条例で定めるというものでありますけれども、このことは、どのようなことなのかということであります。

勤務評定を廃止して、人事院評価制度の導入を図るというものでありますけれども、この等級別基準職務表、これについて、詳しく説明がいただきたいというふうに思います。また、その意図は何なのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、今回の条例化でございます。

今回の地方公務員法の改正に伴い、改正をされました第25条第4項におきまして、給料表には職員の職務の複雑、困難、及び、責任の度合いごとに基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていかなければならないというような改正がされたことに伴い、条例化をするものでございます。

従前は、幸田町初任給昇格昇給等の基準に関する規則の別表第1において、級別標準職務表という形で規定をされております。ほぼ同じ表を、今回、条例化をさせていただくものであります。

県下におきましては、平成27年10月1日現在、6市町村が既に条例に規定をされ

ておるわけでありますけれども、今回の法改正に伴いまして、本町と同じく規則で規定をされている市町村につきましても、3月中には、全て条例化をされる予定であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この等級別職務基準法を条例化することによって、それが住民がよくわかっていくという内容になるということでありますか。

それとも、誰が見てもわかりやすい等級、あるいは、職務表になっていくということなのか伺いたいと思います。

それから、次に、人事評価について伺いたいと思います。

今回、今まで人事評価につきましては、自主的に決めておりました。この自主的に決めておりました人事評価に基づいて支給をするということであったものが、今回、これを改正をして、改正をすることによって、能力主義や業績主義につながるのではないかとということを危惧するものでありますけれども、この人事評価、これについてお尋ねしたいというふうに思います。

国家公務員法の改正によってこれは導入されたものというふうに思うわけでありますけれども、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の等級別基準職務表を条例化をさせていただくということでございます。

先ほど言いましたように、現在、規則で定められた表とほとんど同じ内容を、この条例の表で加えさせていただいております。

先ほど説明いたしましたように、地方公務員法に基づきまして、職員の職務の複雑だとか困難、及び、責任の度合いごとに基づく等級ごとに明確な給与の額の幅を定めなければならないということに基づき、改正をさせていただくもので、従前、規則でもあるわけですが、条例であればよりわかりやすくなるということはあるかと思います。

次に、人事評価は、能力主義なり、業績主義につながるのではないかとということでございます。

今回の条例改正に伴う人事評価制度の導入につきましては、地方公務員法の改正に基づき、能力主義、業績主義が義務づけられたということによるものでございます。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力、及び、掲げました業績を構成に把握することで職員の主体的な職務の遂行、及び、より高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力及び実績に基づく人事管理を行うことによって、組織全体の士気を高め、公務能率の向上につなげ、最終的には、住民サービスの向上の土台をつくることを目的としております。

人事評価は、住民サービス向上をさせるための人材育成が、手段であるというふうに考えております。

人事評価制度で得た結果に基づいて、勤勉手当を支給していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人事評価は、能力評価、あるいは、業績評価ということで、これを賃金とリンクさせるものでありますけれども、しかしながら、これが実際に運用されてくると、やはり、この能力主義というものは、やっぱり、これは競争になるわけでありまして、より実績主義に陥ってしまうのではなかろうかというふうに思うわけですが、そうした人事管理上の問題、これは、どうやって判断をしていくのかということでもありますけれども、これは、今も自主的にいろいろとやられているわけですが、しかしながら、幸田町の場合は、そうした4段階評価というものについては、例えば、その部長級にあつては、みんな水準は一緒だよと、このような形の中で評価をしながら行っているわけがあります。

ところが、今回の業績評価になってくれば、これは5段階評価になって、これが賃金にリンクをしていくということになれば、本当にこれは競争社会の一つのものではなかろうかというふうに思うのですけれども、そうしますと、例えば、先ほど部長がおっしゃられた人材の育成、あるいは、組織全体の意識を高めてこれが住民サービスにつながるよということでもありますけれども、じゃあ、本当にそれが住民サービスにつながるのかと、その人の人物判断は、どのように判断をするのか、こういうふうになってくるのではないのでしょうか。その点について、こうした人物を適正評価するという、このようなことが本当にできるのかということでもあります。

そうした点で、この賃金にリンクしていくということで、競争を生み出す実績オンリーになってしまうというようなことにつながるのならば、まさに住民を置き去りということにもなるのではなかろうかということは危惧されるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回、導入させていただきます人事評価制度でございます。これにつきましては、年4回ほど職員というか、第一評定者と面談をさせていただく予定でございます。

まず、第1回目に面談を通じて、それぞれ目標を設定をさせていただきます。それは、職員と第一評定者が話をしながら、それは進めさせていただくということでございます。

また、10月ごろに、その進捗の確認等を実施させていただき、また、1月にも面接をさせていただき、また、3月にも面接をさせていただくと、そのような形で、職員とそれぞれが話し合いをしながら目標設定、進捗管理をしていくようにするわけでございます。

その中で、当然、まだ今、マニュアル等については、作成中でございますので、まだ、お示しはしておりませんが、今月中にはお示しをさせていただきますして、その内容につきましてお示しをし、来年度、4月には新しい体制の中でそれぞれ詳しく説明をしたりしていきたいというふうに考えております。

当然、そのマニュアル等も公表させていただきますので、その基準に基づいて、それぞれ話し合いながら人事評価をしていくということでございます。

そういう話し合いの中で、例えば、その職員に対してここを伸ばしていけばもう少しいいのではないかというようなことを話し合いながら、人材育成等にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人には、相性というものがあるわけですが、やっぱり、このいろんな人と人のつながりの中で、やっぱり、気の合う人、合わない人、いろんなある中で仕事をしていくわけであります。

また、そうしたことで、マニュアルに沿ってやると言われましたけれども、しかしながら、この業績評価が、例えば、子どもでいえば通知表ですね、通知表で5段階評価になった場合、5をもらった場合はとてもうれしい、けれども、1になった場合は、もうやる気はうせてしまうと、このように現在、やはり、こうした実績主義というものがあるわけであります。

その実績主義をいかに育てながらやっていくということも、これは一つの人事管理かというふうに思うわけでありますが、しかしながら、やはりこうしたことで、点数によって差別化が位置づけられてくるということが、逆に意識を高めるどころかやる気がうせてしまうと、座っておればいいというような感覚にも陥るのではなかろうかということも危惧をされるわけでありますが、そうした第一評定者、これは、誰になるのかということでありますが、こうした点で、本当に公正な判断ができるのかということですから、こうした点で、再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 当然、先ほどお話しをさせていただきましたように、マニュアル等を作成し、説明、研修等を実施をそれぞれ評価者なり職員等には、実施をさせていただきます。

そういう中で、例えば、先ほど1という話がありましたけれども、それは、先ほど私が説明をさせていただきましたように、ここのところがもう少し伸ばしていただければという形で職員と面談をしてそこを伸ばしていくというような形で話し合いながらそれは進めさせていただくということでございます。

それと、あと、第一評定者、例えば、グループリーダーを除く主任主査以下でございませうけれども、一次評定者はグループリーダーが実施をさせていただきます。二次評定者を課長という形で、最終的には、確認者という形で町長のほうが確認をするという形を取っております。一人だけの評定ではなく、2人、3人という形での評定と確認をさせていただきますので、より公平性のほうは、確保されるのではないかとこのように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今、丸山委員のほうから、質問の中で重複するところもあるかと思いますが、もし重複するところがありましたら、御容赦をいただきたいと思います。

まず、21条第1項の勤勉手当の支給に関する改正制度の記述、その中にそのものの

勤務成績を直近の人事評価の結果、及び、勤務の状況に応じて支給するに改めるものということでございますが、役場に就職する際には、宣誓という形でされております。公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の保護者として誠実かつ公平に職務を執行をすることを宣誓しておみえになります。

現在、日々、業務に精励されているというふうに思っております。

そうした中で、先ほど、丸山議員の質問の中にもありましたが、人事評価、どのようなものをもってお考えなのかということをお尋ねをしようというふうに思っているわけですが、それもお答えいただいた内容であり、また、誰が評価者になるかにつきましても、ただいまの質問の中でお聞かせいただきました。

しかしながら、その中で、私も心配をしましたのは、それぞれが評価には個々主観が伴うというふうなものが多くあるかと思います。

特に、先ほど、第一評定者、第二評定者、第三評定者という中では、公平性というものをいかにして確保しようかという、そういうお考えが伺われます。

しかしながら、主観というものは、必ず伴うものでありますので、その辺の公平性は、できるだけ確保するためには、主観が入り込まないような努力が必要なような気がします。

その点について、まずは、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 評価に主観が入り込まないような工夫ということでございます。

現在、行われております勤務評定においても、幸田町職員勤務評定実施要項等、勤務評定の注意事項なり、勤務評定における評価者の統一認識事項により、評価上の留意事項については、毎年、管理職に通知をさせておりますし、また、特に新たに評価者になった管理職に対しても説明会のほうを開催をさせていただいております。

そして、今回、人事評価制度を行うに当たりましては、評価の手順の説明とともに、主観による評価にならないように、引き続き説明会、または、研修会、及び連絡調整会議を開催をしていきたいというふうに考えております。

なお、先ほどお話をさせていただきましたが、人事評価では、面談によりまして、業績評価のシートを作成すること、また、面談により、中間報告をすること、評定結果を面談により開示をしています。最後には、確認者が総合調整を行うということから、主観による影響がより少なくなるのではないかというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） まだまだ、これから今月の末ぐらいまでには、ある程度マニュアル整理されるということでございますので、そこら辺につきましては、評定する側、また、評定される側のほうの関係につきましても、それぞれがどんなものでなるかということは、やはり、知っておくことが一番大事かと思いますが、先ほど、質問の中にもありましたかと思いますが、例えば、職に対するものについても業績評価ということになりますと、職員の目標を定め目標を聞き取りながら、その目標がどう達成できたかということで、その辺の業績評価を、年4回に分けて実施するというふうなお考えですが、その目標設定をするに当たっても、それぞれ職員は職務の内容が異なる部分がございます。

す。そうしたものが、一番評定する側についても、評定される側についても、どう今後評価されるのか、していくのかという難しさがあると思いますが、改めて、その辺の、個々、具体的に一人ずつのマニュアルというのは難しいかと思いますが、共通する部分と特異な部分というものがありますが、最終的には、上位の方の評定者の裁量部分があるかと思いますが、そこら辺につきましては、公平性というものを確保できるようにしていただきたいと思います。

次に、1点ですが、勤務状況というふうなことも評定の中にうたっておりますが、人事評価の中に、当然、勤務状況だとかそういうものも入ってくると思いますが、勤務状況について、どのような形で把握されるかは、また、一つ教えていただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これを実施するに当たりましては、それぞれ評価者もそうだけれども、職員に対してもそれぞれ説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほど、それぞれ職務によって異なるのではないかということでございますけれども、これにつきましては、今、ちょっと案の段階であれですけれども、それぞれ、例えば、保育士さんなり、業務職員なり、それぞれシートを変えて、それをつくっていききたいというふうに考えております。

ちょっと、今、案の段階ですので、確定はしておりませんが、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

また、次に、勤務状況についてでございます。

現在、行われている勤務評定におきましては、評価時期が近づいたときの事象のみに目を奪われがちでありますけれども、あることを留意するように説明して、日ごろから記録をつけることを依頼をさせていただいております。

人事評価においても、能力評価においては、これまでと同様に、日ごろから記録をつけることを依頼をしていきたいというふうに考えております。

なお、人事評価における業績評価につきましては、年度当初により、面談により業績評価のシートを作成をしまして、中間報告等、進捗管理を行うことから、業務の状況は、評価者とともに把握されるというふうに考えております。

また、評価につきましては、達成度の基準表により評価をする予定でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 最後に、もう一つ確認ですが、これの勤勉手当への波及というか、実際、運用される時期というのは、一番最短でいけば6月というのは時期があります。

しかしながら、それでは、先ほどの御質問の中に、回答の中にあつたわけですが、年4回という形の中でいきますと、とても6月には難しいのではないかなと思われそうですが、実際の運用される時期はいつになるのか、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 勤勉手当の支給は、6月支給からかということでございます。

まず、来年度の平成28年度といたしましては、最初に反映されるのが、平成28年12月支給の勤勉手当から反映をさせていただきます。

なお、平成28年の12月の勤勉手当につきましては、平成28年4月1日から9月30日までの期間に係る人事評価を反映をさせていただきたいというふうに考えております。

平成29年6月の勤勉手当につきましては、前年度の10月1日から3月31日までの期間に係る人事評価を反映をして勤勉手当に反映をさせていただくというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 資料は、出していただきましたけれども、中抜き資料だよな。

資料を要求したその内容は、配分比ですと、こういうことですよ。これが、配分比になっておりますか。

そもそもあなたの理解は、配分比とは、どういうものなのか、まず、そこから、答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 資料の要求の中で、配分比をということでございます。

これにつきましては、先ほど、説明をさせていただいておりますように、現時点で、まだ、決定をしておりませんし、なおかつ、今の状況におきまして、配分ということは考えておりません。それぞれ評価をした点数に基づいて、それぞれの評号のA、B、C、Dに加えるというふうにしていくというもので、Aが何人、何%とか、そういうことは、現時点では考えておらないということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 過去にこうしたものを、たまたま、今回は5段階ですが、前回は、過去というよりも、もう10年以上も前かな、10年以上も前にこうした内容の人事評価にかかわる配分の問題が出ました。

そのときに、100分率でAからEまで5段階、どういう配分比でいくのかというのは、議会が要求せずともあなた方は出してきたわけです。

Cが真ん中である。真ん中が50%で、あと、A、B、D、Eと、こういうのは、どういう比率でいくのか、つまり、配分比というのは100分比ですよ。100分率でどういう比なのか。これまだやっておりませんわというのは、逃げの答弁ですよ。というのは、あるのか、ないのかということを、どうされるのかということ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の人事評価につきましては、先ほど議員が言われた配分比というものは考えておりません。

先ほど言いましたCが標準という形になります。それで、それぞれ点数をつけた結果、AなりBなりDなりEという形にしていくという形でございますので、Aが何%で何人、Bが何%何人ということは、人事評価の今回のこれにつきましては、想定をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） じゃあ、どういう評価をするのかという問題が一つは出てまいります。

そうしたときに、別に配分比をそうやって、それに固執するということを申し上げている。

評価そのものは、ここでいうところの勤務評定から人事評価、評価の仕方は移行しますけれども、根本的な問題として、人が人を評価するなんていうのは、おこがましいですよ。

客観的に、最もらしい評価基準は設けるけれども、十人十色という言葉がございます。評価したときに、評価人が、どういう視点、観点で持つのか、先ほど、丸山議員が、人はみんな相性があるじゃないかと、相性があつたときに、それを相性を乗り越える基準というのも見方によっては、随分変わってくるわけですよ。

そうしたときに、結果的には、評価点の内容は公表しますよと、対応する職員に、おまえここが悪いじゃないかと、ここはいいからさらに伸ばせよと、こういうことをやるのか、やれるのか。

冒頭に申し上げたように、人が人を評価するなんていうのは、おこがましい。じゃあ、ノー評価でいいのかという問題が出てくる。ノー評価でいいとは申しません。先ほど申し上げたように、十人十色ある。そうしたときに、じゃあ、どういう形で人事評価をしていくのか、その客観性を求められるけれども、その客観性が妥当性であって、全員がああそうだななんてことはあらへん。

人が人を評価し、相性がある中で、あいつ気に入らないなと、あいつ一生懸命ごまをすっているので、町長をよいしょやるし、おれも一生懸命よいしょしてくれるから上げてやれと、これは、人間の感情ですよ。それは、結局、評価される職員よりも一段上の管理職という言葉が適切ではないけれども、そういう評価するものが、自分よりも下のランクの職員を評価する、そこに働く人間の感情というのは、どういうふうにしん酌するのですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきまして、人が人を評価ということでございます。これは、永遠のテーマかと思えますけれども、それにつきまして、先ほど説明させていただきましたように、まず、マニュアルのほうを作成をして、皆さんにその内容について、それぞれ公表をさせていただくと、そして、それをそれぞれ理解をしていただくということから始めさせていただきますし、また、その中で、最初につきまして、職員と話し合いをして、方向づけをしていくということで、先ほど申し上げましたように、何回か面接をして話し合いをしていくということでございます。

それと、第一評定、第二評定、確認者という形で、それぞれ評価をさせていただきます。一人だけの評価ではなくて、二人、三人という形で評価をさせていただきますので、より客観性というものは、確保できてくるのではないかなというふうに考えますし、また、十人十色ということはあると思いますが、それぞれ第一、第二確認者という形で評価をしていきますので、そういうことについてもなくなってくるのではないかなというふ

うに考えておりますし、まずは、それぞれお示しをして理解をして進めさせていただくということでお願いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、じゃあ、この評価は、絶対評価なのか、相対評価なのか、これは、一番肝心なところですよ。絶対評価か、相対的評価か、これはどちらですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この評価につきまして、それぞれ決められた基準に基づきまして、それで評価をしていくという形でございます。そういう中で、そのでた点数に基づいて、評価をしていくというところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、点数評価というのは相対評価ですよ。あなたは、相対評価か絶対評価ということには、まともに向き合わずに、基準によって評価して点数によってかわってくるよというのは、絶対的な評価ではない。

相対評価というのは、あの人に比べてこの人はどうなのか、これが相対評価ですよ。あなたの言われるように、絶対評価というのは、例えば、この項目について、100人の職員がみんないくということはある得るはずなのです。それが絶対評価。100人の職員がみんな10点ということだってあり得る。それをどう区分して評価していくかというのは、先ほど申し上げたとおり、幾ら客観的な評価基準を設けても、人が人を評価する限界、それをどうやって乗り越えるかというのは、一面、絶対評価しかないのです。

義務教育の中で5段階評価という評価の仕方がある。5段階評価でどういうふうに評価していくかといったら、ともかく枠が決まっている中で、どうやって評価をして、それぞれの枠に基づいたA、B、C、D、Eという配分比率の中に押し込んでいくかと、このことによって、子どもたちが5段階評価にされる、そういう点で、子どもたちのやる気を起こすのか、なえさせるのかという点からいけば、これが義務教育から、今度は、一般社会の幸田町の職員の評価にもつながってきて、これは相対評価ですよと、相対評価をやればどうなるのか、大須賀町政になって退職した職員も含めて、まちの多くの人たちは、職員のモチベーションがどんどん下がって、ある職員に聞いたら、おいモチベーションは何ぞやと聞いたら、モチベーションとは何ですかと、やる気なんて起こるわけじゃないかといって開き直ったかどうかは知りません。

そういう状況の中にある今の町政の中で、こういう人事評価をすると、それも相対評価ですよ。いかにも公表をさして、結果はやった人間を点数も含めておまえここがいいじゃないか、悪いじゃないかという公表をする。公表をされるのは当たり前のことです。

そうしたときに、じゃあ、人事評価とは何ぞやという点からいくと、大義名分は語られた、語られたけれども、実態としてこれをどういう形で職員の中に理解をさせていくのか、その言ってみれば小手先だけだ。大須賀町政の中で職員のモチベーションなんていう言葉があやへん。やる気、そんなものという、こういう、そういう中でこういうことをやっていかれるという点でいくと、職場の中に、職員と職員の中にくさびを打ち込み分断をさせていく、そういう手段、方法になりかねませんよ。ですから、あなたに

相対評価なのか、絶対評価なのかということをお伺いした。

いろいろ言い方を変えましたけれども、あなたは、結果的には相対評価ですよ。あの
人に比べてこの人はどうなのだと。この人に比べてあの人はどうなんだという評価の仕
方をしていけば、現在の幸田町の事務レベル、職員のやる気の問題はさらに低下をして
いく、低下していく人事評価の仕方をする、こういうことに尽きると思うのですが、そ
こら辺はいかがですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の人事評価につきまして、まず、能力の評価につきまして
は、服務なり業務知識なりチームワークとか、そういうものにつきまして、配点をさせ
ていただきまして、それを自己申告をしていただいて、それを面接の中で一次評定者が
評定をしていくということで、職員と話し合いながら進めていくということもあります
し、また、業績評価につきましても、年度当初におきまして、それぞれ職員と話をし、
職員のほうから自己申告をしていただきまして、それに基づいて進行管理をしていくと
いうことでございます。

そういう中で、先ほどから重なりますけれども、それぞれこのところをもう少しこ
ういうふうにしたら、早く進むのではないかと、そういう形での助言なりをして、そ
の職員を育てていくという形、いいところはもちろん伸ばすわけですが、こうい
うところが、今、劣っているのではないかと、ということを面談の中で話をさせていただ
いて、それを伸ばしていくという、先ほどから言いますように、人材育成という形でのこ
の人事評価でございます。

そういう形で進めさせていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 業績評価をするということを言われた。聞こえとしてはそうかいな
と思うけれども、じゃあ、職員の実際の実務、あるいは、事務の中で、わかりやすく言
えば、2階で行っている事務事業と、3階で行っている事務事業の内容は、全然違いま
すよね。

そういうときに、どういう評価をする。2階にずっと長く居座って、そこでいけば、
俺に任せておけと言う人はおるし、また、そういう力量を身につける、しかし、3階、
あるいは、場合によっては1階といったところに、ぼっと飛ばされたら、ともかく行政
にかかわる進達文書は、2階は必要ないですよ、基本的には、3階の中でおったらすつ
とさらさらっと文書が書ける。だけど、2階の人間にそれを書けていっても書けない、
経験がない、あるいは、経験が薄い。そうしたときに、業績評価だと、言葉がひとり歩
きするけれども、じゃあ、業績評価によっても、いろんな職務に長くいた、あるいは長
くいなくてもその職務についたことによる業績の評価の仕方の内容は、全部変わってき
ますよ。

言葉だけで業績評価だと言ったって、どうやってくの。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 業績評価につきまして、それぞれ確かに議員が言われますよう
に、携わっている仕事、職務について異なるということは、もちろん事実でありますけ

れども、そういうものを加味しながら、それぞれの業務内容なり、目標を定めていくということでございます。

現在、ちょっとまだ案の段階でございますので、具体的には、まだ進んでおりませんが、当然、そういう部署、担当になり、年数によって異なるということは理解しておりますし、そういう中で、業務内容なり、目標について、また、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第一の面談の中では、じゃあ、主査以下の職員を誰が評価するかと言ったら、主任主査です。同じテーブルで同じたらいの中で仕事をやっている人間に、業績評価だといって目標数値も出すと、それは、限界があるでしょう。

主任主査が評価したものを、今度はもう一段上の課長クラスがやると、みんな同じ部署の中で2階は2階の中で主任主査がやり、課長がやるという形、3階がそういう事務的なあれが非常に強いので申し上げるけれども、3階でも同じようなこと、それを業績だという形の中で、加味しながら目標を定めていく、その目標の設定の仕方も2階の目標と3階の目標とは違って当然ですよ。言い方が悪いけれども、現業部門と事務部門とその目標が変わってくるのは当たり前、じゃあ、それを最終的にどうやって物差しを当てていくのか、物差しを当てた結果として、いやおまえは5センチだと、おまえは7センチだと、こういうものを公表して、これでいいかと、それは、こんなばかなことがあるかという人はみえますわ、職員の中に、だけど、私みたいにみんな気が小さいといいいいいしながら壁に向かってああっていつて落ち込んでいく職員をつくりかねませんから、ということからいったら、先ほど申し上げたように、人が人を評価する、さらに、そのことによって評価がわかれてくる、わかれてきたときに、おまえの勤務はこんな評定しかない、人事評価はそうだよと、それだけにとどまりますか。とどまりませんでしょ、そういう評価をされたときには、昇給や昇格で差がついてくるわけです。ここでいうところの、今度は人事評価です。人事評価でいろんな手続、段階を踏んで結果的に出たと、出た内容が、昇給、昇格で差がつく、差がつけば、勤勉手当にも差がついてくる、こういう中で、町長を初めとした管理部門は、どうやって差をつけながら職員を支配していくのか、昇給、昇格なんて、一番職員を支配、一番の奥の手です。民間企業なんてみんなやっているわけだ、けたけたにやられると、公表もしない、こういう中で、分断をされて支配をする、そういう職場環境が、自治体の職場の中に広がったら、住民サービスなんていう言葉は言葉だけ、実態としては、みんなヒラメになると、ヒラメとは何ぞや、目が上についている、目が上についているから上の状況ばかり見て、目線を合わせるべき住民との目線はない、そういう職場づくり、ヒラメ職員ばかりの職員をつくっていく、これが、人事評価であるというふうに思うわけですが、違いますか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 人事評価につきましては、まず、先ほど、私が言いましたように、人材育成ということが主眼でございます。

それぞれ職員に対してすぐれたところは伸ばしていき、そうでないところは、ここはこういうふうに改善したらどうかという形で説明をさせていただきますし、また、今ま

でとは違いまして、年4回、それぞれ話し合いを面談を実施をさせていただいていきます。

評価基準等もお示しをさせていただきますし、第一評定、第二評定、確認者という形で進めさせていただきます。

そういう中で、客観性なりが確保できていくのではないかというふうに考えておりますし、それがひいては住民サービスにつながっていくのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 年4回やって、自分たちの出された評価を、納得させるために何回も何回も数を踏むだけだ。

じゃあ、そういう評価して、あなた方の評価、おまえの評価はちょっと見誤ったなど、悪かったなという機会はない、どうやってうまく説得して諦めさせるか、こういうことを年間4回もやると。年4回も職員を針のむしろの上に座らせる、こういうことですよ。そこら辺はどうなんだ、回数さえ多ければいいというではないということと、もう一つは、今回の条例の中で、別表第3で、3条関係、行政給料表の1の関係で、7等級まである。この中に監というのがない。監というのは何ですか。監は闇の職務なんだ。職務の内容が何なのか。結局、この等級表では認知をされていない職階職務の立場にあるのが監だと、ざっと言えば、監の職にあるのは認知症だと、あなた方そういう認識の上にこういう資料を出したのでしょ。この機会になぜ直さないということです。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、面談のほうですけれども、年4回実施をさせていただきますし、また、評価をされた結果につきましては、それぞれ面談者には、公表をさせていただきます。

このような形で評価をしましたという形での開示のほうもさせていただきますし、マニュアル等をつくりまして、今後とも皆さんにわかるような形でお示しをさせていただきますので、よろしくお願いしますと思います。

それと、あと監につきましてはの等級表の基準表がないということでございます。企業立地監につきましては、職名につきましては、幸田町職員の職務設置に関する規則第4条の規定により、別表で定めさせていただいております。

職務につきましては、幸田町事務文書規則第4条により別表第2で定めさせていただいております。

今回、条例で規定をさせていただきます等級別基準職務表では、標準的な職務として部長の職務を規定させていただいております。部長の職務と同程度の職務、その他、規則で定める職務として、今度は規則のほう、幸田町初任給昇格昇給等の基準に関する規則で、それは、規程をさせていただきます。

監以外にも議会事務局長なり、消防長につきましては、先ほど言いました初任給昇格昇給等の基準に関する規則の表の中で、これは規定をさせていただくということでございますのでよろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、先ほど申し上げたように、条例で認知をされていない、それをあえて言うというのは番外ですよ。番外だ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど答弁させていただきましたように、同程度の職務ということで、規則ということでございます。部長の職務ということで大枠を今回の条例の表の中に規定をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

以上をもって、第7号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の行政不服審査法というのは、これは、50年ぶりの全面的改正ということだそうでありまして、公正性の向上が図られるということではありますが、この不服申し立ての手續が一本化されたことによるメリット、これについてお尋ねしたいと思います。

次に、この審理手續における公正性向上を最大の目的としているわけでありまして、今回、審理員制度を適用除外するということの項目がございます。この理由は何かということと、また、公正性が図られるかどうか、これについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは、一本化されるメリットでございます。

行政不服審査法の改正につきましては、今まで、情報公開条例なり、個人情報保護条例では、実施をしておりました第三者機関への諮問なり、審理制度が昭和37年の制定以来実質的な改正がなされておらず、先ほど、委員が言われましたように、今回、約50年ぶりの抜本的な改正ということで、同じ制度、法律のほうを取り入れ改正をされたというような内容でございます。

今回の法律の改正の主な内容は、委員が言われましたように、公正性の向上なり使いやすさの向上、国民救済手段の充実拡大であります。現行の異議申し立てでは、処分長から説明を受ける機会が与えられていないなり、処分に関与したものが審議する可能性があるなど、問題を抱えてあったわけですが、審査請求と異なる手續を行っておりましたけれども、審査請求に一本化したことによりまして、このことが解消され、使いやすさの向上、先ほどの中の国民の利便性の向上が図られることが大きなメリットではないかというふうに考えております。

また、この審理員制度を適用除外する理由ということでございます。

審理員につきましては、行政不服審査法、第9条第1項、ただし書きの規定によりまして、条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を不要とすることができるものであります。

現在も、審理員が行う審理手続と同等の審理を行っていることから、現行の制度において審理採決の公正性は確保されるということから、今回、適用除外をするものでございます。

これにつきましては、国なり、近隣市、岡崎市、西尾市、蒲郡市についても本町と同じような取り扱いになっております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の一部改正が使いやすく、国民の救済の拡大につながるよということでありますけれども、これがメリットということではありますが、今回、この行政不服審査会条例が次の号に控えているわけでありまして、次の号で詳しくお聞きをしたいというふうに思いますが、こうした行政不服審査にかかわって、幸田町の事例というのがどうなのかということでもあります。

この最上級行政庁に申し立てをする一本化ということではありますが、町は、最上級行政庁がないということを言われたわけではありますが、これは、どのようなになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の情報公開条例と、個人情報保護条例に関係に限らせていただきますと、これにつきましては、例えば、2階等で公開なり、保護条例に関係して不服申し立てが出た場合には、それについては、そこになるわけでありまして、そこに不服申し立てをするわけであったわけですが、それを企画政策課のほうでまとめまして、その内容を整理をしまして審査会のほうに上げていくというような形になっております。

それは、今回の公開条例と個人情報保護条例に関しては、従前どおりでございますので、同じような形で審議を進めていくということになります。

先ほど、委員が言われましたように、今回、制定をされる審査会につきましては、また別のルートで審議等がされるということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今までは、2階の件で不服申し立てがあった場合には、2階で処理をしていた。それが、今回から、企画政策課のほうから審査会のほうに求めていくよということで、手続が一本化ということになるのでしょうかということではありますが、そうしますと、住民は、この行政処分に対しての不服申し立ての手続に関しては、全て一本化になるということで、そうした点で使いやすくなるという制度になるのかということではありますが、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回のこちらのほうの条例、情報公開条例なり、個人情報保護条例につきましては、従来と変わらないわけでありまして、今回新しくできます

次の制定条例の関係でございます。そちらのほうにつきましては、新たに制定をされるということで、それについて、審理員制度も設けられまして、一本化をされるという形になるかと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、今回は、改正があったことによる、この部分について、挿入をしていく、追加を規定していくということの内容に限るということなのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） ちょっと、今回の法の制度と、今回の条例と、私の説明がうまくできていなくて申しわけないのですが、法の趣旨としては、今回、次の制定をされます審査会なり、審理員制度を設けるということでございます。

今回の提案させていただいたこの公開条例と個人情報保護条例につきましては、従来と同じ取り扱いで進めていくという形でございます。適用除外をするということは、今までどおりの形で事務を進めさせていただくという内容でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

6番、志賀恒男君の質疑を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 行政不服審査会の委員について質問をしてみたいです。

行政不服審査会の審査が公正に運営されなければならないのは、当然のことです。

そして、構成を担保する必要があるというふうに私は思いまして、審査会の委員を誰にするかということは、大変、重要なことであります。

条例案の第3条に、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、行政に関してすぐれた識見を有するもののうちから、町長が委嘱するというふうに書かれております。

この公正に判断することができ、かつ、行政に関してすぐれた識見を有する人とは、その人の資質、専門性について、どのような人物を想定してみえるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の法改正の趣旨の一つといたしまして、行政不服審査の過程におきまして、第三者の公正な判断を取り入れることが挙げられており、審査会の委員には、採決に関する客観的見地と、公正な判断が求められるものであります。

第三者の客観的かつ公正な判断を取り入れるためには、事案に対する専門性を有する

ことは、大きな要件の一つと言えます。

本町における行政不服審査会委員には、学識経験者、弁護士、それから、行政経験者、これは、できれば、他の自治体のOBなど、これらを登用し、既存の制度として存在する幸田町の情報公開、個人情報保護審査会の委員と同等の役割を果たすことができる委員会となるよう、委員の選任には慎重を期してまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁で、具体例として学識経験者、弁護士、他の行政でのOBということでありましたけれども、岡崎市は、行政不服審査会条例を平成27年、昨年12月22日に制定をしております、そして、その条例の第3条の中で、委員については、法律、または、行政に関して、学識経験を有するもののうちから市長が委嘱するとなっております。

この学識経験を有するものとすることで、私は、より中立性が保たれるというふうに思います。

なぜ、その学識経験を有するものというふうに明記をしなかったのか考えをお聞きます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この条例では、行政不服審査法69条に準じて、審査会の権限に属する事項に関し、公平な判断をすることができ、かつ行政に関してすぐれた識見を有するものとしておるということで、公正な判断ができ、かつ知識を有する方を選任する予定であり、もちろん、その大学教授などの学識経験者、こういった方は、すぐれた識見を有するものに含まれるものと考えておりますが、知識も豊富であり、中立性も保たれるということも大学教授でもできると思いますが、本町においては、学識経験者のみではなく、より広く多様な知識、経験を持った方々に入っていただくことで、公平な判断をお願いしたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 学識経験者だけでなく、広く多様なと、委員は一人だけではないわけですので、それも一つの考え方かなというふうに、今、認識をいたしました。

次に、条例案の第3条で、委員は町長が委嘱するというふうになっております。一方、上位の行政不服審査法では、第69条で、委員は、両議院の同意を得て総務大臣が任命をするというふうになっております。

国の法律は、議会の同意がなければ、行政府は委員を任命できないという仕組みになっておるわけであります。同様に、委員を解任する場合も、議会の同意が必要となっております。

私は、この法律のように、例えば、議会の同意を得ての文言を、条例案に本来だったら折り込むべきであるというふうに思います。なぜ、折り込まなかったのか考えをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われましたとおり、国の行政不服審査会につきましては、法第69条で両議院の同意が必要である旨が明記されております。法第81条第1

項で、地方公共団体に執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属された事項を処理するための機関を置くとしており、町長の附属機関として設置される旨が定められております。

附属機関の設置については、地方自治法第138条4第3項にその根拠を有しており、一方で、本町に設置されておる既存の附属機関といたしましては、情報公開個人情報保護審査会、総合計画審議会、都市計画審議会などがあり、そのいずれも議会の同意を得ることなく委員委嘱をしてきた経過があり、行政不服審査会においても、附属機関としての性格から鑑み、他の附属機関と同様に議会同意を必要としないことといたしております。

また、執行機関であります教育委員会、それから、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会等につきましては、諮問答申をするものではなく、決定権を持っている委員会であり、議会の同意をいただいておりますが、附属機関であります、先ほど列記しましたような審査会等につきましては、決定権を持っておらず、町長が決定する上で、第三者の御意見をお伺いし、判断の材料とさせていただく機関であるため、最終決定権は町長にあるということで、議会の同意までは求めておりません。

これにつきましては、原則、ほかの市町村においても同意を求めている団体が多いとは聞いてはおります。

この近隣の岡崎、蒲郡、西尾、いずれも同意は求めていかない条例とするというふうにはお伺いしております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私は、条例を制定するときには、その上位の法律の制定の趣旨というものを条例にも心を込めて折り込むべきだなという持論を持っておりまして、ただいまの答弁の町長の附属機関の設置の中の一つであるということに対しては、若干、ほかの審査会なりについて、あるいは審査委員会と同列に扱うというのが、それでいいのかなという思いは、若干はいたしますが、運用のところできちんと進めていくことかなというふうに、今、解釈をいたしました。

次に、条例案の第3条第3項で、町長は、審査会の委員を解職することができる事例として、1号から3号までを上げております。

1号では、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき、2号では、職務上の義務違反、その他、委員たるに適しない行為が、非行があるときと認められたときというふうになっておりまして、1号、2号につきましては、法律と同じ文言であります。

3号は、本条例案で3号というものは、追加されておりました、職務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき、その他、正当な理由があるとき、解職することができるという事例の一つとして追加をされております。私は、この文言、第3号は、極めて曖昧で拡大解釈できる文言だなというふうな印象を持ちました。

法律には、第3号のような文章が存在していないわけであります。

一方、法律では、委員は在任中、政党、その他の政治的団体の役員となり、または、積極的に政治運動をしてはならないという文言が書かれております。

ここでお聞きをします。なぜ、このような第3号、曖昧な文言を入れたのか、理由をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） これらの審査におきましては、公正性の確保というものが重要な事柄でありまして、採決が政治的思想に左右されることは適切ではないということで、国の審査会につきましては、このような考えから、積極的な政治活動を禁止する要件を定めているというふうに考えております。

本町の条例におきましては、この政治活動の制限に限らず、対応できるように国とは町は違うということもございますので、そういった政治に限らず対応できるよう、職務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがないと、それがあつた場合というような表現に変えているということでございます。

しかしながら、5名の委員のうち、任期途中で解職するような事態は避けるべきであるということもございますので、委員を選任する際は、将来にわたり不適格による解任を生じさせないよう慎重に委員を選任させていただき、心身の故障の場合を除いては、任期途中で委員の交代が生じないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 他の市の条例を、既に制定をしたところを見ますと、このような第3号のような文章は書かれていない。また、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、また、積極的に政治運動をしてはならないという文言を入れておる条例も他の市では見受けられます。

条例で他の市もいろいろ考え方があつて、細かく書いてあるところとないところがありますが、幸田町のこの行政不服審査会条例案につきましては、比較的詳しく書かれておるほうかなというような調査結果でありますので、運用のところできちんと厳正に公正に運用されるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、報酬及び費用弁償についてであります。

委員の報酬及び費用弁償については、条例案の中では、一切書かれておりません。

規則で定めることになるのかというふうには思いますが、市によっては、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めによると明記をしておるところもあります。町の考えについて、確認したいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほどの解職の関係でございますが、政治活動の制限に関しましても、このその他のところで含まれておるということで、運用につきましては、公正に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それから、費用弁償の件でございます。

幸田町行政不服審査会条例には、委員報酬等の規定は特には定めてはおりません。地方自治法第203条におきまして、各種委員等に報酬を支払う旨、費用弁償を支払う旨、報酬等の金額は条例で定める旨が規定をされているということで、この規定によりまして、幸田町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例が定められ

ており、行政不服審査会の委員におきましても、当該報酬条例の規定により報酬及び費用弁償に対応していくと考えております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） わかりました。特別職の位置づけということで運用をしていきますということだということです。

次に、審査委員には、守秘義務というものが課せられております。また、審査委員の職を退いた後も同様に守秘義務が継続して課せられるということでもあります。

一方、法律では、違反した場合には、第 87 条で 1 年以下の懲役、または、50 万円以下の罰金に処するというふうに、大変厳しい内容で書かれております。

また、市によっては、法律と全く同じ内容の罰則を条例の中で明文化しているところもあります。

本町の条例案によりますと、罰則に関する条項、または、項目がないわけでありすけれども、その考え、見解についてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 委員が言われますように、条例第 3 条の第 6 項で、委員の守秘義務というのが規定をされておりますが、その罰則規定までは、幸田町では設けておりません。

また、本審査会の委員につきましては、特別職の非常勤の職員であるということですのでございますから、地方公務員法における守秘義務違反、こういったものの罰則の対象にもならないということになります。

調査、審議の過程では、当然、その個人情報を初めとします機密として保護されるべき内容に接する機会はあるというふうには考えております。

しかしながら、個人情報を取り扱う個人情報公開、幸田町の情報公開、個人情報保護審査会の委員にあっても守秘義務のみが規定をされているということで罰則規定までは設けられていないことから、双方の審議会の均衡を図る上でも罰則規定までは設けないことといたしております。

なお、幸田町においては、町長の附属機関の委員に対して守秘義務違反による罰則規定を設けているものは見受けられないということでございます。

しかしながら、委員が秘密を守ることは言うまでもなく義務であるということで、秘密の漏えいによる信用失墜の影響は非常に大きいものがあるため、委員の選任時における人選を慎重に行っていくものであるということで、あえて、今回、その守秘義務はうたわさせていただきましたけれども、もちろん、例えば、弁護士の方、そういった方であれば、もともとその職業に守秘義務がある、この委員としての守秘義務はないですけれども、信用の失墜行為にもなるというようなものでございますので、当然、守秘義務はこの条例でうたっているようお願いしていくということで守っていただけるものというふうに解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） そうしますと、ただいまの答弁の内容を再確認のために、質問しますが、上位の法律では罰則規定がありますと、その下位の条例のところで罰則規定がな

いということについては、私は、上位の法令の罰則が適用されるのかなというふうに、そういう可能性があるかなと理解をしておったのですが、それは、間違いであるというふうなことで答弁だったと思いますけれども、それで本当によろしいのかどうかお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、委員が言われましたように、法律には罰則がありますが、その法律の罰則は、幸田町の条例には適用されません。幸田町の条例の中にその罰則規定がありませんので、それは適用されないということになります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） ただいまの説明の中で、不服のある場合には、情報公開条例、それから、個人情報条例に、これに該当するものは、そちらで従来どおり扱う、それ以外のものについては、新たな制度で行うと、こういうふうに理解をしました。

間違っていたら、また、指摘をしてください。

それから、今回の新しい制度を導入した場合には、今、企画のほうで全部采配というか、整理をして進めるということでありましたが、そうすると、この不服事案の取り扱う事務局というか、取り扱いというのは、企画部で全て負っていく。そこに、例えば、事務局長、それから、それに従事する事務職員、こういうものは、また、新たに選任をしていくのか、兼務でやっていくのか、それは、審査委員のほうは部外からも出てくるということではありますが、そういう実際の事務を行う職員というのは、現在のどういう方をつくっていくのかという組織をどういうふうにするのかという点と、それから、これが町民から見た場合に、今までどういう審査事案とか、異議申し立て事案が出ているのかという、そういうことを知るということについては、職員にも勉強になるし、また、不服申し立てをする場合にも、こういう場合はこういうふうになるのだということで、そういうふうな幸田町の場合、私が知らないからお尋ねをするのですが、そういう採決事例集というようなものを、採決なり、決定事例集というようなものを公開しているのかどうか、もし、しているならどういう形でしているのかということについて、説明をお願いします。

以上です。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、委員が言われました、まず情報公開条例及び個人情報保護条例の関係、こちらにつきましては、企画政策課のほうが所管課ということで、これから行ってまいります。

今回のこの行政不服審査会、こちらにつきましては、事務局につきましては、今後、また規則のほうで定めるということになりますが、事務局は、総務部の総務課のほうで行っていくと、また、事務局の職員も総務課の職員で行っていくという予定をしております。

また、過去の採決事例等でございますが、過去の採決事例につきましては、こういっ

たものの集約や公表というものは行ってはおりません。この新しい行政不服審査法の第85条におきまして、採決に関する公表の努力義務、こういったものが規定をされておることになっておりますが、個人情報、こういったものも多く含まれているという観点から、その公表の方法、それから、内容等については、今後、ちょっと他の市町村、こういったものの状況を踏まえ、慎重に検討をさせていただきたいと考えております。

今回の法改正を機に、国においては、採決事例というものがデータベース化されるという見込みでございますが、その情報の閲覧の権限だとか範囲、こういったものの詳細が、現在、不明でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 過去の本町の事例については、まだ公表していない。それについては、個人情報に関することがあるから出していないというふうにお伺いをしましたが、もちろん、事例ということで、個人情報に関することは、出さなくてもいいわけですが、こういうふうな事例については、こういうふうな主張がされて、こういうふうな判断で、こういう答えを出したよというようなことは、随分、有効なことかなと思ひますので、もし事務局、そういう専属で勉強されるような職員を配置するということであれば、そういうふうなことも一考して整備していかれるといいかなということで発言をしました。

以上、よろしく。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われますように、今回、公表ということにつきましても、法の中でもうたっておりますので、それもその方法について、今後、検討をさせていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ベテランの二人の議員の後でございますので、残りは、ちょっと厳しいことになってしまうかもしれませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、この法律で、67条総務省におくという事務局、明記しているのですけれども、条例では何もうたっていないわけですが、これうたわない理由というのはあるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法の67条の関係の総務省に不服審査委員会を置くとなつておると、行政不服審査委員会を置くとなつておることでございますが、条例の第8

条のほうで事務局につきましては、総務課に置き事務局の職員は総務課職員が兼任する予定でございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 今回いただいた条例ですか。案の第 8 条。審査会の事務を処理するため、審査会の事務局を置く、事務局には、事務局長ほか、所要の職員を置く、事務局長は、会長の命を受けて庶務を処理する、これ以外に、まだ、条文があるのですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 大変申しわけございませんでした。第 8 条で事務局を置くということになっておりまして、こちらのほうは、あと規則によりまして、総務部総務課に事務局を置くというふうにうたっていく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） わかりました。

では、次の第 2 条、委員の人数を 5 人以内としますということですが、ここでは 9 人というふうに明記をしているのです。この以内ということの何か考え方があってされたのか、その辺をお伺いしたいのです。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 行政不服審査法におきましては、9 人の委員をもって組織され、委員は非常勤を原則とするが、うち 3 人以内は常勤することができるというふうに規定をされており、国においては、件数も多いということもありまして、3 つの合議体において同時に審査を想定をされているということだと思われま。

本町におきましては、国ほど多くの案件は想定をしておりませんので、3 人の合議体による審査体制を基本としまして、会長プラス 2 名、こういった体制で審査することにより、同時に 2 つの案件までは審議を可能とするということを想定をしております。

ただし、会長は、2 つの案件を重複して審査に当たるというようなことになるかと思いますが、そういったことで幸田町では 5 人以内というふうにさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 委員は、任期は 2 年ということで、再任をできるようになっておりますが、この 2 年、多分、2 年の間にちょうどどきに審議の継続中のものがあつたりした場合に、どういうふうに対応されるのか、それから、今、国のほうは補足で 9 人のうち 3 人は当初だけ任期を 2 年にして、あとの人は 3 年にしてずらして引き継ぎをうまくやれるようにというような規定があるというふうに聞いておりますが、幸田町の場合は、そういった引き継ぎとか、そういう審議の継続中のものがあつた場合の処置というのは、どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 国の審議会の委員の任期につきましては、3 年とするものが多いということで、町につきましては、閣議決定されました審議会等の整理合理化に関する基本的計画、これは、平成 11 年に閣議決定をされたものでございますが、こちらのほうに基づき、2 年を基本とするということになっておりますので、既存のいろんな審査会も 2 年とされているものが多いということで、整合性を図る上でも、今回は 2 年と

させていただいたということでございます。

その任期途中にもかかわらず、まだ審議中のものがあるというようなケース、それから、引き継ぎというようなことを言われましたが、今回の条例に定めておりますけれども、再任は妨げませんということでございますので、そういったケースであれば、できれば再任のほうをさせていただいて、継続審議をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） いろんな運用の仕方があると思いますが、支障のないようにお願いをしたいと思います。

それから、第3条の件は、志賀議員からも質問がありましたが、この議会の同意を得ないということは、悪い言い方をすると町長の都合のよいものばかりを委嘱したというようなことも言われかねない、こういうことに対する弁明といいますか、どういったことでそういうことを交わされるというか、その辺の考えをお伺いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議会の同意を得ないということでございますが、これまでの行政不服審査法には、このような審査会を設け意見をお聞きするような規定はなかったということで、実際には、顧問弁護士などにいろいろ相談をさせていただいて、御意見をお聞きしておったということでございますが、今後は、こういった第三者委員会である行政不服審査会に町の判断が正しいか御相談をさせていただくものであると解釈しておりまして、そういった意味での町長の附属機関であるということで議会の同意までは求めていないというものでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 先ほどの答弁と同じような内容かと思いますが、この国のほうは、先ほども話がありました衆参両院の同意を得るということですが、この国の審査会というのは、決定権というか、執行権というのはあるのですか。町の場合は、附属機関だから、国と町との審査会の何かそういう権威的な差というのはあるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 国においても、町においても、権限については同じというふうに解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） じゃあ、次に移ります。

先ほどの守秘義務があるが罰則規定がないということで、どのように守秘義務に対して反するものへの歯どめ、これをどういうふうにしていくのか。

例えば、選任のときに宣誓していただくとか、何かそういった措置というのは考えてみえるでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 守秘義務につきまして、宣誓をしていただくということまでは考えておりません。

あくまでも守秘義務というものが、今回のこの審査会に入っていただく審査員にはあ

りますよということで、条例にうたわさせていただいたということで、あとは審議に基づいて守秘義務を重視していただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） ちょっと不安なところがありますが、よろしく対処をお願いしたいと思います。

この条例、町民が審査請求をしてくると、その審査請求のするところ、国では処分庁、審査庁というような、そういう法律の中で名称が出てくるわけでありますが、この条例の中にそういうことはうたわれておりません。

したがって、町民がどこへこういった審査請求をすればいいかということについて、こういった形で周知をされるのかお伺いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 周知につきましては、例えば、納税通知書、そういったものには、表示という形で納税通知書の裏面、こういったところにそういったもの、不服審査の申請ができるということがうたわれておるということでございます。

そういったことがうたわれておりますので、処分庁のほうに、そういったことで御相談をいただければ、そちらのほうで説明をさせていただくというような形で考えてはおります。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） そうしますと、納税の関係で審査請求をする場合は、処分庁は税務課ということになりますか。それぞれの担当部署、ここが処分庁になるという考えでよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町の場合ですと、処分庁というのは町全体ということになります。それから、審査庁につきましても、町ということで同一になりますが、実務を扱っているところが処分庁というような担当部署という形になってくるということでございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） はっきりしないのですね。もうちょっときちんとやっていただかないと、町民はどこにいったらいいかということのを迷うのではないかというふうに思います。

ほかのところの、例えば、ちょっと調べましたけれども、江別市では、図面を見せているのです。見ていただいたような図面の中で、処分庁は、（例）として納税課とこういうふうに書いてあるのですよ。だから、こういうふうにしていいただけると、非常にわかりがいいといえますか、そういう周知をしていただけるとありがたいなというふうに思います。

それから、もう 1 件、審理員というのを定めると、指名といいますか、これを法では言っていますが、この条例には、審理員という名称はどこにも出てきませんが、この審理員というのを、誰が誰をどういうふうにする、その規定はどこにうたう予定がありますか、お答えをお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほど、処分庁の周知につきましては、そういった先進的な事例、参考にできる事例があれば、また、参考にさせていただきたいと思います。

それから、審理員でございますが、審理員につきましては、法律のほうでうたわれておるということでございまして、こちらのほうの審査会条例ではうたっていないということでございます。

あくまでも審理員の規定につきましては、地方公共団体の条例や規則に規定されることなく、上位法である行政不服審査法の規定に基づき行っていくということになります。

審理員の指名等でございますが、審理員につきましては、審査庁に所属する職員を審理員に指名するということが決まっておりますので、その審理員につきましては、職員の中から町長が指名をしていくという形になります。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 審理員の規定に対しましては、法の第 17 条で、審理員を審査庁があらかじめ作成した名簿に基づき指名する、こういうふうに明記をしております。幸田町の場合も、そうした名簿を作成するという予定で進まれていますか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 委員が言われますように、審理員の名簿にありましては、法律にうたわれており、規定があるということでございまして、本町においては、審理員につきましては、管理職を充てる予定であるということで、管理職の中から選ぶというような形で考えてはおります。

ただ、実際、この制度、いろいろ検討してきた中で、審理員につきましては、かなりの重責になってくるということもあるということで、先週の話ではありますが、先週、町村会のほうから顧問弁護士、町村会の顧問弁護士ではありますが、こういったものを審理員として指名してはどうかというようなことで、そういったことも言われたということで、そういったことも、現在、検討中ではあります。

ただ、あくまでも名簿につきましては、例えば、管理職全員ということ、その中からその自治体の案件ごとに審理員を指定していくというような形になりますので、名簿といたしましては、そういった形の名簿ということを考えております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 名簿の作成については、総務課で行われる。そして、管理職の職員以外もその名簿に加えたいという解釈でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 職員につきましては、管理職で名簿を考えております。

それ以外というのは、そういった弁護士さん、そういった方を非常勤で雇用するようなケース、審理員として雇用するようなケースがありますので、そういったものにつきましては、名簿に加えていくということで、管理職以外の一般の職員を名簿に加えていくということではございません。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） これ 4 月 1 日から施行になりますので、この条例の基づく規則、こ

れもある程度準備はされておると思いますが、この規則については、どの程度準備をされておるのか、それから、この中に、その審議の手順など、どのようなことがうたわれていますか、主なもので、ここで発表できるものがありましたら、お願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、規則につきましては、現在、準備をしているということでございます。

規則の内容につきましては、おおむね合議体の議長、定足数に関するような事項、それから、委員の全員で審議する場合の要件、それから、遠隔地の居住者に対する口頭意見陳述の方法、それから、先ほどもありましたように事務局、どこに事務局を置くかというような事項、こういったものを規則のほうでは定めていくという予定ではおります。

規則に審議の手順、こういったものの記載ではございますが、審理が手続につきましては、法の規定に準ずるものということで、規則の中には、手順につきましては記載はいたしません。

その手順等のマニュアルにつきましては、別に内部的には定めていくと、持っていくということではございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） そのマニュアルというのが、非常に内部資料になるのではないかとと思うのですが、内部規定といいますか、要綱とか、規定だとか、要領だとかいう、そういうものとして扱われるのか、単なる申し合わせというか、マニュアルですからいろんな決め方があると思いますけれども、どの辺のことを考えてみえますか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） マニュアルにつきましては、規則や要領にはうたわずに、あくまでも内部的なマニュアルということで事務を進めていく上で、審査会の進め方とか、審理員の事務の行い方と、こういったものを規定する、示すようなマニュアルということで考えておりますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） ちょっと不安もありますが、最後に、この条例、国をつくった目的、国民に対するいろんな思い、そういうものが、やはり、今までの国の法律とは変わったもっとサービスを図りたいということだと思います。この条例の制定によって、町民へのサービス、やはり、これが重要なポイントだと思いますが、どのようにサービスの向上が図られるのか、お伺いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の法改正につきましては、先ほどもお話がありましたように、約 50 年ぶりの法改正を行われたということで、古い法律で行われてきたということで、現在にマッチしていなかったということで、今回、上位法に従い制定をさせていただいたということでございます。

住民のサービスの向上ということでございますが、あくまでも、今回、公正性の向上、それから、使いやすさの向上ということをうたわれております。

公正性の向上につきましては、先ほども説明をさせていただきました審理員、こうい

たものを活用するというふうに変わっていくということでございますが、これまでの制度ですと、こういった審議員だとか、第三者委員会というものがなくて、不服申し立てられた方につきましては、処分庁に対して不服を申し立てて、その同じ処分庁、審査庁にも変身をするわけでございますが、その処分庁が審理をして、それに対する回答をしていくという形ですので、全く同じ人間が審査をするということが十分考えられておったということでございますが、今回の改正によりまして、その間に審理員、それから、この審査会、こういったものを設けて、第三者機関、こういったものが点検ができるというようなことで公正性を高めていくということでございます。

それから、不服の申し立てをすることができる機関、これは、今まで60日だったものが3カ月に延びるというようなことで使いやすさも向上していくというようなものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 公平性とか、いろんな簡素化ということだと思います。この法律の制定された目的が、この幸田町においても適切に発揮されますように、いろんな条例に基づくいろんな規定、規則、要綱、要領、そういうところで万全を期していただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 委員が言われましたように、適正に執行できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君の質疑が終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 組織と体制についてお聞きをするものでありますけれども、いろいろほかの議員がお聞きをされているわけでありまして、その中で、説明の中にありましたのが、この行政不服審査会が公正性の向上を目的とするものであって、その権限に属する附属機関ということであります。

その中で、この組織体制でありますけれども、5人以内で組織をするという中で、審査に当たっては、3人の合議体ということで、この行政不服申し立ての案件を扱うという内容であるわけでありまして、その説明を聞いておりますと、例えば、この委員でございますが、学識経験者、弁護士、その他行政のOBという中でありますが、この弁護士についてお聞きをしたいと思いますが、弁護士は、どういう方を選定をするのかということであります。

町には、顧問弁護士の方がいらっしゃるわけですね。そうした点で、この行政不服審査会の委員につきましては、この弁護士はどのような方をお願いをしていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 弁護士につきましては、まだ人選までは、現在行っておりません。

もちろん顧問弁護士の方、ほかの審査会のほうにもそういった弁護士の方が入ってい

ただいているということもありますので、そういった方にももちろん当たってまいりたいとは考えておりますが、まだ特定の方、この方というところまでは考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 顧問弁護士というと、町のいわゆる顧問弁護士であります。

この顧問弁護士の方が選ばれるとしたら、いわゆる公平性という立場からいかがかということでもありますよね。

例えば、その行政不服申し立てをした場合は、やはり、不満があつていろいろと不服申し立てをするわけであります。

そうしたときに、この町の附属機関であるこの審査会が審査をする場合、果たしてこの公正になるかということありますが、例えば、その審査をするときには、3人の合議体で審査をし、会長プラス2人で、同時に2つの案件を審査するわけですよね。ですから、これが、同時に2つの案件を審査をするということが、果たして慎重審議ができるかということではありますが、そうした点では、いかがかということでもあります。

そうした点で、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 同時に2つの合議体でということですが、最大でということではあります。

過去に2つも同時に出てきたという案件はないわけですが、もし出てきても2つまで何とか審査ができるようにということで、幸田町の場合は、5人以内ということで設定をさせていただいているということで、慎重審議ができるかということになりますが、あくまでも今回の行政不服審査法におきましては、審理員、こちらのほうが調査等は全て行っていくと、審理員が意見書を提出して、その意見書に対しての審査を行うというのが、この審査会になってくるということですので、2件同時にもしあっても慎重審議が十分可能であるというふうには考えてはおります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第4条の審査会には会長をおき、委員の互選を選任するとありますよね。次に、第6条に調査審議の手續ということで、審査会は、委員のうちから審査会が指名するもの3人をもって構成する合議体と先ほど言いましたように、3人の合議体で調査審議をするということでもありますけれども、例えば、この審査会が学識経験者、弁護士、あるいは、その他行政のOBということで委員が構成をされている中で、そうした委員の中から、3人を選んで審査会として、そして、合議体で審議をするわけですが、そうした点で、例えば、先ほどからいいますように、弁護士というのは、顧問弁護士が選ばれるとしたら、例えば、顧問弁護士は町の立場に立っているいろいろな行っているわけですよね。

ですから、それが、例えば、その顧問弁護士が選ばれるとしたら、これは、果たして町民の立場に立てるのかということでもありますよね、その点についていかがかということではありますが、この委員の選定に当たって、私は、これは顧問弁護士は外すべきだと思うわけですが、そうした点ではいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の審査会の目的というものの自体が、審理員から出されてきた意見書の正当性、こういったものを審理するというので、今、顧問弁護士が町民の立場からするという御意見でございますが、当然、公平に審査をしていただける方、弁護士の方というのは、公平に審査をしていただけると、それは、顧問弁護士であっても、今回は、顧問弁護士の立場として入っていただくわけではないと、もし顧問弁護士に入っていただいても、そういった意味で、弁護士として入っていただくということになりますので、公正に扱っていただけるというふうには解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町では、よく訴訟問題も起きるわけでありますよね。そうしたときに、やはり、この訴訟においては、顧問弁護士がその町の立場に立って行われるわけでありますよね。その前段階がこの不服申し立てだというふうに思うのですよね。この不服申し立てでどうしても納得のいかない場合は、今度は、訴訟に踏み切ると、こういうことになるわけですので、ですから、やはり、この公平性の向上を目的とするということであるならば、そうした点で弁護士の選定に当たっては、顧問弁護士は外すべきではないかというふうに思うわけであります。

この5人以内で組織を構成するというものでありますけれども、審査に当たっては、3人の審査会での合議体で行うわけであります。

例えば、この中に誰が入るかわかりませんが、もしも顧問弁護士が入って、この会長が諮問をしたとするとなるわけですよね、ですから、そうした点で、やはり、公平性の向上を目指すならば、これは外すべきではないかと思えます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まだ、顧問弁護士の方にやっていただくかどうかは、現時点では決まっておりませんが、ただ、その顧問弁護士が委員会に入って審査に加わったという場合、その後、訴訟がもし持ち上がった場合は、その顧問弁護士は、担当できなくなってくると、ここにかかわっておりますので、要するに自分たちが意見を出した案件に対しての訴訟にはかかわれないということになっておりますので、必ずしも、その顧問弁護士をここに入れていくかどうかということとはわかりません。

ただ、あくまでも顧問弁護士であっても弁護士でありますので、公平性を保たれるとは考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、この5人の中の3人で合議体を組むということでございまして、この3人の合議体で、最終的にはその審査を全て行っていくということでございますのでよろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろと顧問弁護士の件について言われるわけでありますが、幸田町には、弁護士の数も少ないわけでありまして、弁護士会所属されているところはいろいろあるわけで、そうした点におきまして、やはり、顧問弁護士の発揮する役割というものもあるわけでありまして、また、顧問弁護士料も払っているわけであります。

また、再度、この中には、また、費用弁償というものもあるかというふうに思うわけ

であります、しかしながら、やはり、幾ら弁護士といえども立場が違えば立場が違ふよと、その立場に立つよと言われるわけではありますが、しかしながら、今までのいろんな事例を見ていると、やっぱり、そうではないわけですね。

ですから、そうした点において、やはり、町民が不服申し立てをした場合に、それが公正に保たれるようなことを、保たれる委員会、組織にしていくべきだということを主張して終わります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 言われるように、その顧問弁護士には、当然、お金も支払っているということもありますので、できれば、その同じような案件で、例えば、裁判のことにまたお願いはできなくなってしまうということもございますので、必ずしも顧問弁護士にお願いをするかどうかはまだわかりませんが、顧問弁護士も候補の一人には考えております。

当然、弁護士の数もそんなに多いわけではございませんので、お願いをできる方でお願いをしていくということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの議論を聞いておってあなた方の本当の真意がどこにあるのか、場当たり答弁を繰り返しておけばそれでよしとする議会に対する対応の姿勢というのが、極めて曖昧である。ましてや、この条例は、表題にあるように、行政不服審査会条例の制定ですよ。一部改正とかいうものではなくて、新たに条例をつくるのですよといったときに、これだけのいろんな形の中で事案が例規されて、提起されて、あなた方の答弁姿勢というのは、従来型の答弁から一步も出ていないという点からいくと、条例の制定というのは、そもそも何なのかと、あなた方自身が、まともにきちんと考えているのかという答弁姿勢の内容、答弁の内容を含めて、極めて大きな疑問と懸念を持つ、こんなことをやっておったら、あなた方が、結局自分たちのいいように表題にあるように、行政不服が出されたときに、その不服の内容を審査する、その審査する委員会の委員5人全て委嘱をする、誰が委嘱をする、町民が委嘱をするのではないのです、行政庁の長がやる。つまり、町長が5人を委嘱する、委嘱したときに、町長に弓を引く、あるいは、落とし穴に落とすというのは、絶対にないわけだ。そうしたときに、委嘱する5人の委員は、すべからず町長よしであり、行政を支援をしていく、バックアップをしていく、こういう人たちを委嘱するのは当たり前ですよ。

あなたも言ったように、金をもらっているじゃないかと、金の切れ目が縁の切れ目になるような、そういうような認識と発想で委嘱をされる、行政庁の長がといったときに、じゃあ、この行政不服審査会、そのものは何なのか、委員そのものが行政庁の長、いわゆる町長が委嘱をする、委嘱をしたときには、行政庁が行った審査について住民から不服審査が出されたときに、いや町長が判断を間違えたという、そのことによって審査会のほうへ請求がくるわけですよ。

それについて、不服だよと言ったときに、そんなぶつぶつ言うなど、いうふうに門前

払いにされる、そういう委員を選んでいける、こういうことなのです。

ですから、行政庁が、委員を5人委嘱をすると、まさに田舎芝居、猿芝居と、初めに結論ありきで行政不服という極めて重要な内容について、あなた方の姿勢というのは、極めて自己保身、組織防衛だと、そのためにつくられてくる行政不服審査会の委員は、行政庁が委嘱をする、委嘱をすることによって、行政側に都合のいいような委員を委嘱をすると、こういうことですよね。

そういう点でいけば、あなた方は、まだ肝心なことは、ぱあつと言いながら、もう4月1日から施行するのですよ。条例が制定される、それにしたときに、それで対応する規則は、いやまだ準備中でございますと、こういう行政水準と行政レベル、これが、大須賀町政の実態ですよ。通常なら、条例制定をする、それに合わせて条例の中で規則対応をするといったら、あわせて議会のほうに規則が出されてくるのが当たり前でしょ。そういうのをいとも簡単に、いや現在、準備中でございます、しかし4月1日から施行でございます、施行に間に合わせるよと、じゃあ、議会はどうなるのだと。どう考えているのだ。だから、極めて姿勢が曖昧であるし、大須賀町長の大言を総務部長がしっかりやっているだけだ。議会は、長らかして上等と、何だかんだと言ったって、みんなオール与党でみんな賛成してくれるじゃないかと、行政不服審査法の条例の制定であつてもそうなんだと、これが一部改正であつたらまだしも、そういう条例制定という重みと行政庁が5人を委嘱するということは、イチジクの葉じゃないですか。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今回の条例制定であるということは、重く受けとめております。

今回の条例制定、法の改正に伴う条例制定でございますが、もともとの行政不服審査法においては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、住民から、行政処分をしたところに対して不服が出てきて、その処分したところが審査をして回答していくということで、それこそ中だけで審査をしておったということでございますが、今回の法律の改正に伴いまして、第三者機関というものの、それと審理員、こういったものを新たに設けて、しっかり審理員につきましては、処分をした所管課以外のものということ、関係のない職員から選ぶをいうことになっておりますので、審理員につきましても第三者的に外から見て審理をしていく、それから、審査会につきましては、もちろん外部機関と、第三者機関ということでございますので、しっかり、公正に見ていただくというようなことができたということで、大きな前進ができておるといふ、今回の法改正、それから、条例制定というふうに思っております。

それから、規則につきましては、今、こちらのほうもつくっている段階で、大変申しわけございませんが、条例が可決された折には、すぐにまた規則のほうも制定をしたいということで、今、準備をしております。大変申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 世間で、行政側がいろんな不始末をやって失敗を起こして、事件を起こして、テレビの前でごめんなさいと頭を下げる、以後、このようなことのないよう

にといつて、次から次同じことをやっている、あなたと一緒にすわ、同列だわ。結局、本来からいけば、条例制定に必要な規則は、不離一体の関係でワンセットで出されてくるのが当たり前、それを申しわけございません、以後気をつけますと、現在、準備中でございますというところに、行政側が議会をあまやかしても、議会は何でもイエスマンでとおっていくよと、こういう状況の中の反映だということがもう一つ、そういう中で、条例の内容が、先ほど申し上げているように、町長が5人の委員を委嘱をする、その委員の人たちは、結果的に行政庁が起こした審判について、住民側がこんな行政の審判があるかといつて不服を出してくるのです。一段階あるのですわ。初段でない、もう一段クリアして、そして、それでもなおかつ行政のやり方はこんなばかなことがあるかと、どこ見て政治をやっているのだと、こういう不服が出されたときに、それを審査する、審議をするのが、今回の条例の制定の内容でしょ。

それを、従来型のパターンで、いやこれでやっておりますので上等ですわなんていう発想が何で生まれてくるのか。この議案の表題は何なのか、そこら辺は真剣に考えてこの問題を対処する、そういう構えはあるのか。あると言うわな、ないなんて言ったらやられてしまう。

そうしたときに、今までの答弁から聞いて、本当にあなた方自身が、何を考えているのかというのが、全く見えてこない。制定にかかわっては、制定という重さなんか何も理解をしておらない。従来型のパターンで町長が委嘱をすれば、町長は、全て全知全能ですから、町長のやることは仰せのとおりだと、顧問弁護士でも、金を払ってへんからと言ったって、顧問弁護士だって弁護士でもいろいろあるわけだ。

弁護士は、全国に何万と、その弁護士が、いろいろ問題を起こしながら、今、たまたまマスコミで上がっている山口の分裂の問題にかかわって、神戸山口組と山口組を弁護するのは、幾らでもおるわけですよ。

それは、弁護士という委嘱から、依頼人の利益を守るのが弁護士の職務ですよ。そうでしょ。依頼された職務は、もう暴力団をやめたらどうだ、足を洗ったらどうだと言ったら、すぐ解任だ。弁護士の職というのは、そもそも法律に基づいて公正に判断をするなんていうのはあまっちゃろい。

弁護士の職務、職責は、あくまでも依頼人の利益を守るために法律等を駆使して頑張っていく、これが職務でしょ、違いますか。

そうしたときに、顧問弁護士も、その中に入れていくなんていうのは、茶番劇もいいところだ。みそもくそも一緒にした議論だという点で、いまだに条例制定をするに当たって、5人の委員はまだこれからでございますなんて、撤回しろ、この時期、あなたが説明責任をきちんと果たしていないじゃないの。どういうお考えですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われるとおり、準備のほうがおくれているということでございます。5人の委員、今後、委嘱をしていくということになります。

弁護士につきましては、依頼人の利益を守るということはもちろんあるとは思いますが、今回、審査会委員として委嘱をしていくということでございますので、弁護士という方、当然、いろんな学識経験者の一人というふうに考えておりますので、そういった

方もお願いをしていきたいというふうに考えていると、その中で、幸田町のことをよくわかってみえる顧問弁護士の方、そういった方も候補に上げておったということでございますので、今後、こういった方をお願いをしていくかということになったときに、顧問弁護士に限らず、弁護士の方もどうしても入っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よろしく、よろしくとあなたは言うけれども、依頼人というのは誰なんだ、町長ですよ。この条例は、そうでしょ。幸田町行政不服審査会、その委員になるということは、不服を出してきた住民の利益を守るのではないのですよ。だから、町長が5人の委員を委嘱する。5人の委員は、公正な判断と言いながら、委嘱されるこの職から言って行政不服にかかわって出された住民の不服審査を、利益を守る、そのために守るのか、守らないですよ、状況によっては判断もあるでしょ。しかし、原則から言ったら、町長が委嘱をする、委嘱をされた委員は、行政不服審査に出されてきた審査の内容は審査をするでしょう。しかし、自分が誰によって委嘱をされたのか、委嘱者の利益を守る。不服審査をした住民の利益よりも、行政が滞りなく混乱せずに、行政不服審査会という衣をかぶってなたを振り落とす、こういう役割をもっているのではないですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この町長の附属機関として行政不服審査会というものが設定されるということでございまして、住民の利益を守るというよりも、あくまでも公平な判断をしていただくということに主眼をおいているというふうに考えております。

ですから、町の利益を守る、住民の利益を守るというよりも、この審査会につきましては、あくまでも公平に適正な処分をされておるのかということ、その審査を行っていくということでございますので、どちらの利益を守るというよりも、あくまでもそういったその法律が適正に執行されているかということを見ていただくということで考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたね、これだけの議論をしていて、志賀議員からずっと何人かが指摘したといったとき、あなたは本当に理解しているのか。

行政庁が出した審判の内容が気に入らないからといって、住民側から不服審査を出されてきたわけでしょ。その前段は、行政庁は、もうこれでよしと、行政としてもこの関係はチャラにしようと、俺たちに問題はないのだと、申し立てをした住民に無理難題を言ってくるじゃないかと、こういう形で結論を出したことに對して、住民の側からそんなばかなことはどっちを向いて行政をやっているのだと言って不服審査が出されてくるわけですよ。そうしたときに、公正に判断なんてどうやってするのだ。どうやってするのですか。もともとあなた方が、出した結論に對して、町長が委嘱した5人の委員によって判断されたときには、もうそれはハがあるでしょ、門前払いにするのか、格好をつけて十分必要にして十分な審議をしまして、したがって却下ですよというのは、それはいろんな選択肢はあるでしょう。しかし、その大もとは、行政庁が出した審判に

対して不服があるのだよと、その不服を公正に判断できる人なのかということなんです、これは。この組織をつかって条例を制定したときに、住民の利益が本当に守られているのか、不服を出すやつは自分の利益なんか守らなくていい、行政の利益さえ守っていけばいいというのがあなたの答弁だ、発想なんだわ。そんなことでどうして公正な審判ができるか、不服審判ができるかということなの。という点からいくと、あなた方に5人の委員を委嘱する、そういう点でのきちんとした構えがない、行政不服をする住民は、権利に守られているのですよという、権利を行使された、その結果として不服審査をする、不服審査する側の委員が、町長によって委嘱されたときに、誰の利益を守るのかといったら、そういうことなのです。

だから、そうした点からいけば、まさに行政の不始末を隠蔽する、そういうがごとのイチジクの葉っぱの役割を果たしているのが、行政不服審査。

この条例の制定で、その制定について、あなた方の構えというのは、極めて問題が多い、どうなんですか、腹を据えてくれ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の法改正、それからその条例制定におきまして、審査庁、処分を下した行政庁から、当然、今、言われたように不服審査が出てきたときに、行政庁から弁明を出させる、それから、そのまだ弁明に対して、審査請求人に対して反論書を出していただくというような形で、両方の意見を聞いて、その反論に対して、また弁明をするなりということもあります。その両方の意見を聞いた上で、この審査会というものが判断をしていくということでございます。

それから、言いなりになるというようなことを言われますが、例えば、これは、訴訟に発展すると、例えば、審査会が最終的にそういう意見を出して、町長が裁定を下すということで、例えば、訴訟に発展した場合ということになりますと、その町長の言いなりになっておるというようなことございますと、裁判で負けることは、委嘱者の利益にならないということになりますので、当然、これは、もう裁判まで想定して審査をしていただくと、見ていただくということになると思いますので、言いなりになるというようなことは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ものの勢いであなたは答弁されているかもしれないけど、今の段階で、あなた、この審決を出せば訴訟に発展するかなんていう5人の委員が合議体でやってきた内容であれしたときに、自分たちの弁明ができるような形の中で合議体が動く、そんなことを想定して、あなたはよう言うな、この組織の性格は何なのかと、根本は表題にあるように行政不服に対する審判だ、その組織が、いやこんな結論を出したら訴訟に発展をするからなんて、こういう発想でおられれば、もう先は見えているわけだ。この条例を制定しなくてもいいわけなんだ。あなたは、一体、内部手続、ああでもない、こうでもないということと言われる、そんな内部手続の問題ではないですよ。具体的に不服審査を申し立てた人の権利をどう守りながら、行政庁の長として、いわゆる審判不服としてどう判断するのかという点でいくとまだまだあなた何もものに入っていないということだけ申し上げておく。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、審査会を制定するということにつきましては、そういった有識者の方たちの御意見を聞いて正しい判断を下していきたいということで、最終的に町長が採決をするに当たりまして、御意見をいただいて正しい判断をしていくと、そのための審査会であるというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第11号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 行政不服審査法の施行によって、改正後は、決定書の作成、これについて、明文化されるということでもありますけれども、この明文化について、今までとどう違うのか、例えば、今までは、そういう不服審査申し立てに対してきちんと伝えていなかったのか、文章としてきちんと残していなかったのかということでもありますけれども、この明文化されたというこの文言についての違いがあるかないか、お尋ねしたいと思います。

次に、この申し出の今までの実績件数についてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まずは、決定書の作成が明文化されたのか、今までとの違いということですが、これまでの決定書は、明文化のほうはされていなかったということで、明文化はされてはおりませんでした。主文、事実、決定の理由というものを記載しておりました。

今回、行政不服審査法の第50条に規定をされました記載内容に合わせまして、固定資産評価審査決定書の記載事項を改めるということで、これまでが事実という欄に審査申し出人及び幸田町長の主張を記載をしておりましたが、この記載内容を事実の概要、それと、審査申し出人及び幸田町長の主張の要旨、これに細分化をして記載をするということになるということで、記載の内容自体は、これまでと同じですが、それが細分化されたということ、それから、明文化されたということでございます。

それから、これまでの審査申出の実績ということでございますが、平成15年からの実績ではございますが、合計7件の申し出がございました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これまでと違って、きちんと細分化にわたって明文化されてくる

ということでありましたが、次に、平成15年から7件、実績があったよということでもありますけれども、この実績のうち、訴訟に発展したものはあるか、なにか、また、あったとした場合、この明文化されていないことで不都合が感じられたことがあったかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この実績の中で訴訟に発展したものもございました。

平成21年の土地の関係での申し出に対して、今、訴訟にまで発展していったという事例がございます。

今回、明文化されていないことが問題になったかということですが、それは、特段問題にはなっておりません。もともとそれにつきましては、記載のほうがありましたので、問題にはなっておりません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このように、明文化をされることが義務づけられるわけでありす。そうした点で、例えば、今、非常に問題になっている広島県の府中町の件でもありますように、間違いというものもあるわけですので、そうしたときに、きちんと事実内容が間違った記載にならないように確認をするという、そういうような手だてというのがあるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 間違った記載にならないように確認することにつきましては、窓口のほうでこういったものを受付もします。そのときは、説明のほうも窓口の相談の中でさせていただくということで、そういった間違いのほうを取り除いていきたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この審査申出人から提出された反論書について、委員会の町長への送付を明文化するというふうになってきておりますし、また、同時にこの審査申出書に処分内容の記載についても明文化するというような、その明文化の文言が2カ所になってあるわけですが、この明文化について、記載漏れ、あるいは、間違った記載がしないように、そうしたチェックといいますか、体制づくりというのが、きちんとあるのかどうかお尋ねします。ただ単に窓口からの申し送りが間違いにならないようにだけじゃないと思いますので、そうした点でどうなっているか、どうしていくのかお尋ねします。

次に、この周知方法についてでありますけれども、どのように周知をされるのか、お尋ねします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の改正におきましては、あくまでも明文化をされたということでありまして、反論書につきましても、これまでももちろん出ておったということですので、チェックにつきましては、特段、特別なチェックということではなく、これまでどおりということで考えております。

あと、周知方法につきましては、固定資産評価に関する審査申し出につきましては、固定資産税の納税通知書、こちらのほうに記載をされました教示によりまして、救済事項が記載されております。

また、審査申し出に至るまでには、税務課の窓口、そういったところでも当然相談のほうをいろいろされるということでございますので、特段の周知は不要と考えておりまして、その相談の中で周知のほうを図っていきたいと考えております。

また、4条におけるその申出書の記載事項については、審査申出人の主張事項として当然に記載される事項であるということで、例えば、審査申出人、こういった方の負担の増加、そういったものに特段なるものではございませんので、これまでどおりということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これまでどおりということは、今まで行ってきたのと変わりなく実施をして、そして、その行政不服審査法の施行によって、それが明文化されるという文言を挿入しただけということで理解をしてよろしいかということで、これまでどおりだよということで違いはないということですか。

それから、周知方法についてでありますけれども、やはり、こういう固定資産に関しては、いろんな不服申し立て等で訴訟に発展する事例だってあるわけであります。そうした点において、きちんとこうしたことができるというようなことを知らせていくべきではないかというふうに思うわけですが、ただ単に裏面に記載してあるというだけでは、ちょっと、若干、不親切だなというふうに思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の条例改正につきましては、これまで行っておったものを、明文化したというものにはなります。

行政不服審査法の施行に伴い、今回、行うわけではございますが、行うような手順につきましては、この固定資産評価審査委員会につきましては、適用除外、行政不服審査法の審査会の適用除外になってくると、地方税法のほうでうたわれているものですから、適用除外となるということで、やっていくことにつきましては、これまでどおりということでございます。

あと、説明責任につきましては、窓口のほうでしっかり説明をさせていただいて、説明責任は果たさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 質疑に入ります前に、総務部長、議案質疑通告書、質疑通告というものの受けとめ方、そして、あなた方というよりもあなたは、どういう対応をするのか、どういう対応をしたか、こういうことですよ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の通告におきまして、御質疑いただいたという内容につき

まして、こちらのほうは、理解ができなかった部分があったということで、議員にお伺いをさせていただいたということで、せっかく通告いただいた部分がわからなければ、こちらのほうも答弁が考えられなかったということで、御質問をさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解ができないという範疇を越えたわ。だから、本来、議員が議案を呼んで疑問点を感じたこと、あるいは、これを質疑をしたいというものを議長あてに通告書を出す。通告の締め切り前ですけれども、あなたがやってきたのは。それから、この内容はどうなんだと、これはこうだあだと言って、言ってみれば予行演習だったこれ。私も人がいいもので、ああって一定応じたけれども、へっじゃないわ。議員の質問あるいは、質疑通告の内容が締め切り後、あなた方に渡る。それはいいでしょ、当然だわ。そこで疑問に思ったこと、理解ができなかったことを、通告した当事者の議員に、これ何だと、こんなことじゃないと、今、こうなんだということは、どういう理解をしているのかと。

議会の権能や、あるいは、議会のルール、そういうものに乱暴に介入をした、こういう認識があるかどうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 介入をしたというふうには思っておりません。申しわけございません。私のほうが理解できなかったものですから、お聞きをさせていただいたというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ふと理解をしておりますがと言いながら、あなたがやってきたのは何だ。私の通告の内容は、合議体が独任制に義務づけるといふ、報告を義務づけるといふ、これは存在価値を問われますよという内容なんだ。

こうしたときに、あなたがやってきたのは、こんなことは今まででもやっていることなんだよと、たまたま今回明文化というのがあるにしても、それはそうですよと、だから、それだけでなく、これはこうやってああやってと行って、言いたいことざんまい言ったわな。私も辛抱強いものだ、隠忍自重はしております。しかし、あなたのやっていることは、理解がどうのこうのということではなくて、言ってみれば、議員が通告をした、その通告権に対する介入だよ、あなたが気に入る、気に入らない、理解した、理解しないかは、それはあなたの自由だ。しかし、それを問いたすのは、本会議ですよ。本会議前に、いや理解ができませんのでお願いをしますわと行って、私以外の議員のを全部やっている。そうすると、議員のほうがびびってしまって、いいや取り下げるわと、あるいは、質問の趣旨を変えるわと、それがあなたの狙いですよ。

そうじゃないと言っても、それをあなたは2回にわたってやってきたわけだ。理解が及ばないということの範疇を越えて、こんなことをやるからおまえ今までどおりやっているから、なんて言って、別に取り下げてくださいとは言わない、だけど、内容的にはそうでしょ。

だから、議会に対する、議会は議会としてのルールがあって、ルールに基づいてやったことに対して、あなた方が気に入らないと、理解ができないという形にあったとして

も、質疑の通告の内容を加味すれば、15分間、委員のほうは15分という枠がはまっているわけだ、あなた方はフリーアンドフリーだ、できるでしょうよ、それをいかにも私は理解できませんがと言いながら、今、こうなっているじゃないかと、これからこうですよなんて言うのは、小さな親切大きなお世話かいだ、そういう自覚は、あなたは全くないから、私以外の委員にも同様の趣旨でやっている。そこら辺は、確信犯と常習性があるということなんだ。どうするのだ。わからないでもないですよ、あなた方の心情としては。しかし、質疑権、こういうものに対して、あらかじめ、私は理解をできませんがという言葉さえ使えば、どこまでも踏み込めるのか、そういう認識ですよ、どうなんだ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 大変申しわけございませんでした。

今回のこの質問の内容を見たときに、もしかして、大変失礼ですが、もしかして違う議案と間違えて書かれていないかということをおもひまして、御相談のほうをさせていただいたということで、この質問の理解がしっかりできなかったということで、そういったことでお話をさせていただいたということで、大変申しわけございませんでした。これからは、気をつけさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回はという形で限定されるけれども、先ほど言ったように常習性、再発性というのはある。こういう形で、たとえ理解が及ばなかったとしても、その理解を、いや伊藤さんこれは違うよということをやればいいわけだ、本会議は、そういう場がある。

事前に食事中に食をまずかったなあ飯屋ということになってしまうし、そんな話はいいいけれども、ところ構わず、自分の言いたいことはこういうことだと言って、わあわあ言うてくること自身、あなた方は、まさに組織という上にあぐらをかいて、議員の権利である質疑内容まで踏み込んできているというものについての自覚はきちんと持っていたきたいということを申し上げて、要は、先ほど申し上げた議論もありましたが、じゃあ、今までどういう扱いをしてきたのかと、明文化を今回するということは、今までは、明文化していなくて、あなたは、今、言われた主文がどうだとかこうだ、そういうものがあつたときに、じゃあ、この合議体たるそこで十分審査会の中で十分議論されてきているわけですよ。それものを義務づけすると、組織論として、合議体と独任制、あなた方は独任制なんですよ、合議体ではないですよ。合議体たる審査会に対して、報告を義務づける、これは、やっぱり、組織論からいったら、独任制たるところに権限が集中されて、独任制たるところから、報告を義務づけるというような形で、上から目線で指示をする、そこら辺はどうなんだということなんですよ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 合議体の組織が独任制に対して義務づけということでございますが、今回の反論書につきまして、委員会の町長への送付義務、この義務ということで、ここで義務が明文化されているというようなことではございますが、反論書につきましては、あくまでも弁明に対して当然反論ということでありますので、その反論、今回、

追加する規程につきましては、反論書が提出された場合には、これまでも全て送付しておったということで、この送付しなければこれは始まらないということでございますので、当然、これまでどおりやっていただくということで、今回は義務づけられたというふうに解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう経過の中で、これは、法によって定められておりますよということを言われた。私は、あっちもこっちもいろいろ調べたけれども、肝心かなめなことは、ここの議案説明資料の24ページの改正の概要の1番で、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、それと、地方税法の一部改正に基づいて、以下のとおり改めるものなりと、こういうことですよ。

こうしたときに、じゃあ、ここでいうところの行政不服審査法の第何条なんだ、あるいは、地方税法の何条なのか、議員に対しては、言わしむべし知らしむべからずという内容ですよ。

じゃあ、調べようと思ったときに、じゃあ、地方税法の第何条でこれが規定をされているのか、あるいは、行政不服審査法の第何条で反論書について、委員会の町長への送付を義務づけることが明文化されたよと、したがって、この条例もそのような明文化を図りますよと、こういうことですよね。あなたもそういう説明をしたわけだ、理解が及ばないという形の中で、だから、私も一生懸命、あっちゃこっちゃしゃべったけど、調べようがないわけだ。説明をいただきたい。第何条だ。2つの法律で第何条と第何条。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この反論書につきましては、行政不服審査法の30条の3項、こちらのほうに審査請求人から反論書の提出があったときは、これを参加人及び処分庁等に参加人から意見書の提出があったときは、これを審査請求に及び処分庁等にそれぞれ送付しなければならないという規定ができたということによって、今回、この反論書というものを加えさせていただいたというものでございます。

済みません。あと、地方税法につきましては、今、持ち合わせておりませんので、わかりません、済みません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、あなたは法を盾にすれば、第何条であろうとどうであろうと、不服審査法だ、あるいは、地方税法が改正されますからそれに伴うもの、条例の改正ですよと言えば、一件落着だと、ということになると、町長の施政方針にも反するわけだわな。行政の説明責任を明確化し、透明性のある行政を進めますよと言ったときに、曇りガラスだがや、ここでいけば、曇りガラスを幾ら拭いたって、証明責任は、行政の説明責任はできませんよ、それを議論をする議会のほうには、言わしむべしと、知らしむべからず、寄っておいで、議会の始まりますよと言っておきながら、何も知らしていない、そんなの典型でしょ。その内容はと言ったら、合議制の組織がなぜ独任制のところ報告の義務を負わなくてはならないのかという、私は、ここの一番の根本的な問題がある、それが、行政不服審査法だということが、あなたは言われた。

いったときに、じゃあ、組織論として、合議体よりも、独任制の組織なんていうのは

基本的にはない、大ざっぱにいけば、わかりやすく言えば、合議体という組織が、独任制に従属関係にあるのか、報告を義務づけるということは、必ず報告せえと俺のところにとということになるのですよね。建前からいけば、そういうことなのかといったら、これは、やっぱり、法的な問題も含めて矛盾点があるのではないか。先ほどちょっと出たけれども、国の法律がすべからず正しいということにはならないわけだ。国のほうだつて、いや誤りがあれば途中で直すということの中でいけば、法律がそうだからといって、地方自治体としては、それはやらざるを得ないだろうと、けれども、そういう問題を抱えていることに対して、意識的な問題がなかったら、何でもあつてコピーすればいいわけだ。国の仰せのとおりだと言って。こういうことでいくと、この条例の内容には、矛盾がありませんか、組織論としておかしくありませんかということなのです。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、先ほどの地方税法の関係でございます。地方税法の第433条の11項、この中にその規定がございます。申しわけございませんでした。

それから、今回の反論書の関係でございますが、反論書が委員会のほうに出されるということであつて、その委員会から処分庁である町長のほうに送らなければ、この反論書に対する弁明というものはできないということがございますので、ここでは必ず、委員会のほうは、そういったものを求めるために送るという意味で、その町長の支配下にあるというようなものではございませんので、あくまでも町長のほうにそれを送ることが必要になってくるということでの義務ということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑が終わりました。

以上で、11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 手数料の条例改正でありますけれども、今回の行政不服審査制度によって、審査請求人への証拠書類等の写しなどの交付、この手数料の金額を定めるものでありますが、白黒が、1枚10円、カラーが1枚50円というふうになっております。

この額の決め方について、お聞きをしたいと思います。

また、この白黒とカラーがある、この内容について、どういうときに白黒で、どういうときにカラーなのか、違いがあるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、金額でございます。今回の金額の設定に当たりましては、近隣市、それから、コンビニエンスストア、こういったところの金額を参考にしております。

まず、コンビニエンスストアですと、大手3社と言われますセブンイレブン、ローソン、それから、ファミリーマート、これがいずれも白黒が10円、カラーについては50円という金額になっておると、そういったこともあります。

それから、幸田町が、現在、1階にありますコピーサービス、こういったものにつきましては、この白黒10円、カラー50円ということで行っているということで、そういったものとの整合を図るということもありまして、10円と50円というふうに設定のほうをさせていただきました。

それから、白黒とカラーという違いでございますが、その審査申出人の方が請求をされた書類が、例えば、色つきのものである場合、審査請求人がカラーで欲しいというような請求があれば、それは、カラーで出させていただくということになるものですから、こちらのほうは、カラーだからカラーで料金を取るという意味ではございませんので、あくまでも請求でカラーで出していただきたいという請求があれば、カラーを出すということでございますのでお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の手数料につきましては、近隣やコンビニエンスストアの料金を参考にしたよということで、大体、全国統一の金額なのか、それともこの近隣だけの金額なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それと、先ほどは請求人がカラーで欲しいと言われる場合であれば、カラーで出すよと、それはそれで当然でありますけれども、例えば、この証拠書類等で、カラーで保存しているものもあるということなのかどうかということでもあります。

カラーで保存してあるから、カラーだというふうに思うのですけれども、カラーで保存している場合というのは、どういう書類が、そういうカラーで保存しているのかということをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、全国的なお話ですけれども、先ほどコンビニエンスストアの金額というのは、これは全国的な金額ということで、10円、50円ということでやっておられるというふうには聞いておりますので、これが、全国的な今の一般的な数字であろうというふうに解釈をしております。

それから、書類の中に、こういったものがカラーであるかというのは、ちょっと、想定はしてありませんが、そういったものがあればということで考えておりますので、ちょっと、今、どんなものがあるか、この場でわかりませんので済みません、申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この火災予防条例の一部改正でありますけれども、議案説明の折には、大容量について改正をするというような説明を受けたかというふうに思います。

それで、この内容についてよくよく読んでおりますと、このグリドル付コンロ、これが大容量になるよということだったわけだというふうに私は理解をし、そして、この離隔距離を離すよというふうに解釈をしたわけですが、大容量であったとしても、その離

隔距離は、従来のコンロと同等ということは、これは、従来どおりということのようでもありますけれども、大容量であるとすれば、本来、離隔距離を離れたほうが安全性が高まるのではないかなと思ったわけですが、それは、そういう必要性はない、ただ、グリドル付コンロが大容量になるという改正だということだったと、私は、今、この関係資料を読んで思ったわけですが、それで理解したということではよろしいかどうかということでもあります。

それと同時に、この火災予防条例につきましては、これいろいろとずっと変わってくるわけでありまして、そうした点で、対象火気設備の改正内容、これについて周知についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） ただいまの大容量の件につきまして、この最大入力値、いわゆるこれが電気入力の4.8キロワットから5.8キロワットに変わります。この内容としましては、現在、電磁誘導加熱式調理器が多く、世間に流通するようになったことを踏まえ、電気入力5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器を、この火災予防条例の別表第3に追加をし、離隔距離を設けたものでございます。

この離隔距離につきましては、対象火気設備等技術検定部会が、安全性の検証をした結果、従来からこの別表第3に定められていた電気入力、4.8キロワット以下のものという従来の数値と、火災危険性に差が認められないという結果が出ましたので、従来の離隔距離と同様でよろしいという結果で、この離隔距離を設けております。

また、もう一点のグリドル付コンロについても、コンロの下部にグリルではなく、グリドル、要は、プレート等の受け皿を設けた機器であります。市場にこれも流通するようになったことを踏まえ、グリドル付コンロという名前で別表第3に追加をし、離隔距離を設けたものでございます。

これも同じく、火災危険性に差が認められなかったため、従来のグリドル式コンロと同様の離隔距離ということでもあります。

また、もう一点の対象火気の改正内容の周知についてでございます。対象火気設備の改正内容の周知については、今回、新たな設備となるグリドル付コンロは、この自主規格品、または、電気入力5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器は、電気用品安全法の手合成検査の認証品という各電機メーカーからの市場に流通しているものでございます。

この調理器の設置については、販売店や専門業者等が消防法や設置、説明書も安全上の注意事項に従っていただいて、正しく据えつけるものと解しております。

また、使用者につきましては、取り扱い説明書による正しい使用方法により、火災予防に努めていただくということになりますので、これらも従来のものとは特別変わることはありませんので、特段の周知等は、現在、考えておりません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、この対象品目がかなり出回ってきたということの改正のようでもあります。

それで、合わせてお聞きするものでありますけれども、この対象火気設備等が正しく設置をされていないと火災を引き起こしてしまうということではありますが、最近も事例がございました。

今回のものにつきましては、調理器、コンロ等でございますけれども、やはり、今、この前ございました火災におきましては、窯による火災でございました。そうした点と消防において、指導、あるいは、周知、そのようなことはきちんとされていないのか、それともそれをチェックが甘かったのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思いますし、こうした火災予防条例の一部改正を受けて、やはり、必要であるものは、そのような見直しも図っていかなければならないのではないかと、あるいは、こうしたチェック機関というのも大事ではなかろうか、指導も大事ではなかろうかと思うわけでありまして。そうした点で、そのような体制づくりというのはやっているのか、いないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 先般の火災の件につきましては、窯による、その強制排気筒からの出火という原因がある程度つかめてきたわけでございますが、こちらのほうの火災予防条例においては、規制等はありません。

また、今回のグリドルの製品等につきましては、やはり、組み込み型、または、セットと申しましょうか、それらについているものにあつては、この離隔距離は設けられております。この卓上型というものにあつては、やはり、自分で買って置くものと思っております。こちらのほうの離隔距離については、やはり、取り扱い説明書のほうにも離隔距離が明記されておりますので、そちらのほうを守って取り扱っていただきたいと思っております。

なお、正直、この物自体の発熱体からの距離という細かいところまで調べたのですけれども、この離隔距離というのは、そちらほうからの距離を示すもので、通常、販売されているものは、この発熱体よりも、若干、離れております。

ただ、今、議員が言われるように、それらを見ずに、例えば、設置してしまったときは、どういうふうにするかということもございますので、今後、ホームページ等にも、そういうような周知等を載せていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 説明書を見ますと、やっぱりそうした注意事項というものも書いてございます。

しかしながら、やはり、こうした台所の設備に組み込み構造につきましては、これは、建築基準法や、あるいは、そうしたときのチェック体制でよかろうかというふうに思うわけではありますが、しかしながら、今回の改正の中にはないわけではありますが、コンロではなくて、ほかの件につきましては、やはり、こうした消防によるチェック体制、指導が必要ではなかろうかと思っておりますので、やはり、2度、3度とないような体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員の言われますように、事業所等においては、立入検査等

もやっております。また、企業等にも講習会等も年に1度はやっておりますので、そのときには、やはり、こういう改正のあったときは、必ず周知をしたいと思っております。

また、町民の方にあつては、先ほどのホームページ、または、火災予防中の放送等もやっております。そちらのほうにあつても、やはり、ガスコンロの取り扱いを注意しましょうというような放送等も今後は組み入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽弘君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の一部改正につきまして、町民会館食堂などの使用料の一元化ということですが、これの指定管理者の一元管理とする理由経過、それから、2つ目が、この指定管理者による一元管理化をして、経営者、利用者にどういうふうな影響が想定されるのか、例えば、賃貸契約を契約するに際して、条件を変更して結んでいこうとするのか、そういうことがお客の料金に反映してくるのか、いろんなことがあったかと思いますが、その辺の想定された事項、それに対応をこうするというようなものがございましたら、説明をお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、指定管理者への一元管理を目的といたしまして、行政財産の目的外使用条例の別表に掲げてあります使用料、この料金表につきましての削除をするということの背景の中には、平成18年から指定管理者制度を導入をいたしまして、5年で1期ずつ更新をしていき、第2期がこの平成27年度で終了をする。それから、第3期、次の5年に向けてのちょうど締めのところでもありますので、平成22年に出されました総務省の通知にもありますように、これまでの指定管理者制度の中でいろんな点で反省すべき事項等もあるというようなことから、適切な管理が行われるような定期的な見直しをとということも受け、今回、実際に指定管理者にハッピーネス・ヒル・幸田を指定管理者として文化振興協会に、第3期もお願いをする中で、こうした食堂等につきましても、指定管理者に一体的に運用をすることによって、さらにこの利用者の利便を図っていこうということを考え、例規の中には、行政財産の許可をした場合、徴収をする金額については、条例で定めるということにおいてこれまでずっとあったわけでありましたが、指定管理者の趣旨である民間事業者を有するノウハウを生かすという意味を改めて考えまして、今回、例規上の改正を行い、運用につきましては、指定管理者に委ねてまいりたいというのが、今回、一元化をさせていただいた経過でございます。

そうした中で、経営者と利用者への影響がどのようなものが想定されるかということでもありますけれども、今までは、行政財産目的外使用許可を、食堂事業者と町と結んでおりましたけれども、これからは、指定管理者と食堂との事業者との民民契約という形で行っていくことになります。

そうした中で、例えば、委託料が幾らにするべきなのか、それが、給食などの料金に

はね返ってくるというようなことの懸念等があるかということでありますけれども、いわゆる民民契約の中で、お互いが納得がいく金額と申しますか、そうした契約の中で、もちろん利用者にとっても便宜を図るという意味で、ちょうどいい部分においての契約を結んでいただくという状況で考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を行います。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この一元的に指定管理者に管理させるに至った理由というのは、今、先ほど説明がございましたけれども、ただそれだけでこのようにしたのか、それとも、例えば、指定管理のあり方、この見直しを行って、そして、民間は民間のノウハウを生かした形の中でこれから実施をするよということがあったわけでありますけれども、そもそもこのここにきて見直しをした理由、それについてお尋ねしたいと思います。

次に、使用料金についてでありますけれども、この料金合計が幸田町の町民会館の食堂、それから、町民プールの食堂と、町民プールの売店、合わせて3カ所分が、合計20万8,500円となっております。それで、この使用料金等について、その住民サービスへの影響ということはいかがということでありますが、それと同時に、この使用料金収入というのは、今度は町民、文化振興協会に委託をしております指定管理者でありますので、文化振興協会のほうに使用料が入ってしまうということで、これは指定管理の中に含まれてくるということになるような感じではありますが、そうした点で、このことについても合わせて説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） なぜ、今回、こうした見直しをしたかという1点目でありますけれども、本来は、やはり、2期目ぐらいのときに、そうしたいいわゆる指定管理者制度という理解をもう少し深めて、いわゆる自由裁量度と申しますか、いろんな方法で収入を得る形の一つとしても公の施設を指定管理者に任せることができたということにおいては、いろいろな方法があったというふうには思っています。

ただ、今回、5年間の債務負担におきまして、全体の指定管理を考えた中で、もう少し何かできる部分があるのではないかとということも現実の話として、こうした今までは行政財産の使用料として町が受けておったものについて、そうした指定管理者が行うことによって収入とすることもできるのではないかとということも含め、このちょうど切りかえのときでもありますので、例規を改正をし、そうした形で指定管理者の収入とする道を考えたということが、今回の経過でございます。

それから、使用料は、先ほど言いましたように、指定管理者と食堂等に入る維持業者との民民の契約の中で、年間使用料とするのか、月額使用料とするのかは、お互いの中の協議の中で取り決めをし、その収入については、指定管理者の収入になるということでございます。

一番肝心な利用者への料金の高騰だとか、そうしたことの懸念については、まだ、具体的に幾らぐらいの料金を指定管理者にお支払いするのかというところは、まだ最後の詰めでございまして、それを持って一般利用者の方の料金にはね返ってくるかどうかは、

まだつかめていないという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、指定管理者の裁量で、全てを任せていくということで、要は、指定管理者制度そのものは、これは行革の一端で、民間活力の導入とか、いろんな意味で人件費削減、そういうようなことで、民間に任せてきたという、こういう経過もある中で、指定管理料が非常に少ないということで、文化振興協会から非常に要求も出てきたところもあり、そうした点で、年間1,000万円を町から補助するというようなこともあったわけであったわけですが、再度、今回の指定管理料の中では、なかなか運営が厳しいと、こういう状況の中で、何か収入の道がないかと模索をしてきた結果、この使用料が指定管理者にとって経営がもう少しゆっくりなるような形の中でできないかということでやってきたよということが、そもそも発端なのかということでもありますけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、このひと月、20万8,500円が今までは使用料として条例で規定をしてあったものが、これからは、これが指定管理者と、それから、利用をする民間事業者が契約をしながら、それが収入として指定管理者に入ってくるということで、もう4月からでありますよね、それで、それがどのようになっているのかということでもありますけれどもいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 指定管理料、平成28年度の予算の中で予算化もしているわけでもありますけれども、その経費が全体的に少ないから、今回、こうした措置を取ったと、考えたのかとおっしゃっていただければ、やはり、少し考えたというのは事実でございます。

これまでが、指定管理者という我々の考え方が少しかたかったという部分も思い、今回、改正をした部分の中には、そういう思いもあります。

それから、民民で契約をしていくということについては、お任せをした以上、私どもが設置者としての立場として、余り中身に突っ込んでいくということもいかがかということも思いますので、この4月からスタートするわけでもありますけれども、今、おおむねの案としては、1年目でございますので、町民会館の食堂につきましては、これまでの町の基準を継承していくような形でたたき台として考えているということ、それから、町民プールの食堂につきましては、施設利用者の減少傾向があるというようなことで、シーズンを通してのピーク時よりも、200万程度の売り上げが下がっているのも、そうした状況も踏まえて、減額の可能性も今含めて考えているところであるということ、それから、プールの売店につきましては、物品の販売という形で行っておりますので、その売り上げに対しての何%を手数料と言いますか、納めていただく形での案という形で、今、最終的な詰めを行っている状況であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今、お二方のこの条例の改正についての御質問の中で、大半が拾われてしまったような状態でございますが、私のほうで、1、2点お願いをしたいと思っています。

というのは、先ほど説明の中で、施設の使用の実態は継続するということのようですし、また、収入については、指定管理者の事業収入というもので扱われるというふうに私はお聞かせいただいたというふうに思っていますが、このような事例というのは、他市町村には先進事例というふうな形で事例が存在するのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 事例的には、指定管理者の収入として扱うという事例が、岡崎市の竜美丘会館、ここにレストランがあるということと、同じく、蒲郡市民会館、こちらのほうのレストランについても、今回の例と同様であるというふうに確認をしているところであります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 本町独自の動きでもなく、先行的にこのような事例があるということでお聞かせいただきました。

たまたまこのような形の中で、金額的に現在、これから民民の中で決めていくということでございますけど、参考までに大変恐縮でございますが、平成26年度決算におきまして、それぞれの会館食堂、それとプールの食堂、プールの売店、どのくらいの幸田町が目的外使用料収入として納入いただいた実績があるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 平成26年度の決算で、行政財産の目的外使用の実績について、町民会館の食堂、これが141万6,000円、町民プールの食堂が25万8,000円、町民プールの売店が5万4,000円、合わせまして172万8,000円であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 私、以前にも町民会館、確か、決算のときだったと思いますが、若干、消費税のアップ云々ということの中で、今後、どう扱うのかなということで憂慮していたわけですが、いずれにしても、今まで町が収入をしておったものを、条例から外して指定管理者のほうの収入に委ねるということにつきましては、若干、それに相応するものとは言えないですが、何しても配慮されている事項なのかなというふうな思いで、少なからずも聞く耳は持ちながら、運用できるものを探し求めたというように私は理解させていただきました。

今後も良好な施設運営する上におきましては、指定管理者の自助努力にもよりますが、やはり、町からの一定の配慮も必要かと思いますので、今後とも一つよろしくお願ひし

たいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、指定管理者制度の考え方というのを、よくよく考えてもう少し何とかならないかという部分も、現実の中では考えたところでありますけれども、良好な関係で指定管理者の中で町としても設置者としての義務を履行していくということを考えておりますのでお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 2 番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、14 番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 先ほど来からの議論の引き続きという形になりますが、今度は、先ほどもあなたが言われたように、民民契約ですと、民民契約に対して、行政側があればこれ口出しするのは、これは越権行為ではないかなというふうに思います。

ただ、そうしたときに、今回は、そういう官と民の関係から、民民に移行する、移行したときに、どういう形で移行していくのかということは、やっぱり、一定関心もあるし、議会としてもせつかくの関係であります。

しかし、今後、民民になったときには、ああでもない、こうでもないと言って、場違いな形で部外者的な形で介入する、これは、やっぱりおかしいだろうというふうに思います。

ただ、そうしたときに、先ほどの答弁もありますし、議案関係資料にもありますが、現行水準について、文化振興協会と、食堂がどうのこうの、プールがどうのこうのではなくて、文化振興協会とどういう形の中で協議が進められているか、これについてお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の指定管理者と事業者との関係を除いて、指定管理者と町との関係ということでありますけれども、12 月議会におきまして、債務負担でお願いをいたしました折と、そして、また、実際に平成28 年度当初予算を含む中におきまして、やはり、この財政的な厳しさもあり、大幅な指定管理料の増ということも難しい中で、まず、一つは、こうした現実に一体的に食堂、あるいは、プールの食堂、売店等の管理は指定管理者に委ねている現実もありますので、そうした部分で、文化振興協会のほうからもそうした目的外の使用料についての文化振興協会への意向についても、打診があったということも事実であります。

この予算組みの中の協議といいますか、話し合いの中でも、今回の事例につきまして、出た内容を私どもも考えさせていただいた。これが一つの形として今回の行政財産目的外使用条例の改定をお願いをした背景でございます。

○議長（浅井武光君） 14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 聞き取りようによっては、ちょっと、幸田町はえげつないなというふうに私は受け取ります。

1 つは、答弁の片隅、あるいは、先ほど来からの議論を聞くと、結局、5 年間の債務負担行為、その議決した金額が少ないから、年間172 万8,000 円を足らずまいと

して、今度は、文化振興協会の収入になるのだよというカウントの仕方をされるのですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 少ないからと言って、現実的には、平成27年度と比較をいたしますと500万円は、増と言う形にはなっているところでありますけれども、だからこそ、またということでもなくて、いわゆるもう少し早くやっておればという部分でもあったように自分は考えていましたし、やはり、条例という決めの中に記載がありましたので、やはり、この改定から入らなければ、そうした現実的には、今、おっしゃっていただいた金額につきましては、文化振興協会のほうには上がりませんので、一つの考え方の中の整理として、今回、文化振興協会の収入の一つとなるような形を求めたことであります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の聞き方が悪かったかなと、今、反省しているわけですが、これは、こういうふうにやれば文化振興協会の収入になることは当たり前のことですよ。当然だと。

ただ、その収入をどういうふうにカウントするか、これが私の質問の趣旨なので、そういう点からいけば、年間172万8,000円収入があると、だから、文化振興協会への債務負担金額、前回よりも500万円ふえたといっても、前回、そのものはべたべたに切ってしまっただろう。切って維持管理については大変な状況の中で、文化振興協会が負担をしている。

その中に、今回、条例改正をしたから、余力の収入があるから、その収入もそろばん勘定の中に入れますよという形でおやりになるのかというふうに私は思うわけだ。そういう私は質問をしたつもりであります。要は、文化振興協会の相対的な関係からいけば、収入になることは間違いない。だから、その収入をどういうふうな形でカウントするのかということが1つと、もう1つは、指定管理料の債務負担額に影響するような、もうけているじゃないかと、年間170万円もちょっと想定外の収入があったじゃないかという形で、あなた方がカウントするかどうかということをお尋ねしているわけであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 指定管理料はもちろん管理をしていただく上の指定管理料という大義に基づいたものの予算取りもしておりますし、執行もしてまいる予定でございます。

ちょっと的が外れているのかもしれませんが、これまでも、いわゆる一体的に具体的な名前をあれですけれども、カメラさんと連動したコンサート、食事も含めた形でのパーティ形式の企画も、これまでの現実としてはあったわけであります。ですから、もう少し発展的にやりたかった部分もあったかもしれませんが、収入を見込んでもう少し自主的な活動もしていければ、財源の一つが確保できるすべであったのかもしれませんが、いわゆる条例上に、その料金というのは規定がされていたので、そのたがを取った。

今後は、そうした我々よりももっと企画力がある文化振興協会とその事業者との間で、いろんな企画、計画、催しをしていただくことによって、さらに会館自体が盛り上がっていく、利用者にとっても利便がよい、サービスのよい会館になればいいというような思いでやったことでありまして、いわゆる指定管理料というものとは、若干、違うのかなというふうな考えであります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、あなたも言われたように、今後は民民の契約ですよという形ですよ。

そうしたときに、民民に任せて、民民の裁量でやってくださいよという、それは当然ですよ。

その後に、私が一番気になるのは、民民だよと言いながら、文化振興協会の財布の中身を見て、170万円入っているじゃないかと余分に、これは召し上げるわけにはいけないけれども、指定管理料でちょっとさじかげんをするわと、これは全く違う話なのです。そこら辺は、民民ということは、民で民で、お互いに知恵を出して、それぞれやっていこうということなのです。

ですから、例えば、シルバーは、契約しても基本的にシルバーは収益を上げてはいけないよと、社団法人だよという形、しかし、今回は、文化振興協会は、収益事業をやっているわけですよ。自主事業だといって、どれだけ自主事業をやりながら、収益を上げというのが目的ではないけれども、結局、会館が旺盛に住民から使われてくる、その事業は、結局、自主事業を展開することによって出てくるよ。それは、自分たちの努力にかかわる収益ですよということですから、この3施設についての収益も、私はそういうふうにしていかないと、こっちの財布の中もちょっと豊かになっている、ちょっとこっちによこせやと、あるいは、よこせやとは言えない。こんなんして管理料の中でカウントしておまえらもうけているじゃないかと、言い方が悪いけれども、言ってみれば、文化振興協会の内職の仕事だがや。内職の仕事まで本職のある指定管理料でさじかげんしておまえらもうけているから指定管理料を減らそうなんていうのは、極めてよこしまな考え方だと。

きちんとやっぱり線を引くべきだ。指定管理料という5年間は、それぞれの事業カウントをして、その中には、文化振興協会が自主事業で頑張って収益を上げるということもカウントしてあるわけだ。ただ、それは、表面には出ないけれども、しかし、あの3つの施設をどうやって活用していこうかといったときに、最低、必要な債務負担額は計上してやる。その中で、ことの経過も含めて、町のほうも行政財産の目的外使用の対象から外しましょうよと、文化振興協会が知恵を出してうまくやってくれと、おまえのところももうけたやつの財布の中までごちゃごちゃ口出ししませんよという形を貫いていただかないと、これは、私はおかしくなるということで、これは貫いていただくということと、もう1つは、ここにもありますけれども、会館の中に一番いいところに女性の会の花嫁衣装の展示室がある。これをお聞きしたら、町長は、タダじゃないかと、女性の会を支援をするのは当たり前じゃないかといってけつまくった。それはそれでいいでしょうと、いいとは言わないけど、しかし、それが行政として町長としての方針であれ

ば、展示室を占めている面積に相当するものを今回のような形で目的外使用をされている、そういうものについては、文化振興協会にきちんと使用料を払う、幸田町が無料だというなら、文化振興協会も無料だと、そんなばかな話はないわな。話の筋道は通らないわけだ。町長が女性の会は大事だと、今度は100万円から予算をつけてしまっている。別に補助金をようさんやって、借りるときは使用料は無料ですよと、今度、今回は目的外使用の条例外から外してしまっていて、これだけ囲い込むというのは、理屈に合わない。

ですから、1つは、いつから女性の会が、花嫁衣裳の展示室として占用しているのか、そして、占用している面積はどれだけか、まず、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、1点目の5年間の債務負担は、12月議会でお認めをいただきました限度として5年間で16億2,500万円、単純に5分の1、1年に換算しますと3億2,500万円ということの大枠は上限としてあると、これは、もちろんでありまして、それ以外の今、お話させていただいているようなこうした新たに加わる目的外の使用料について、本当に上手に使っていただければ、それによって収入がふえることについて設置者がどうのこうのいうというようなことは、もちろんないということとであります。

それから、女性の会の会館内での使用ということとあります。

町民会館が開設をした冒頭から、名称は女性サロンという形でスペースは取ってあったということでありまして、その開館時から女性の会が利用をし、貸し出しをしておったと、ちょっと面積が出なくて恐縮でありますけれども、経過としてはあるところであります。

旧の中央公民館時代からも貸衣裳という公共的な事業をしていたわけでありまして、それが、町民会館ができましたので、同じような形での継続をしてきたところでありますので、おっしゃる意味はわかるわけですが、指定管理者に全て町民会館の管理を委ねたわけでありまして、その町民会館の中にある女性サロンの活用についても、指定管理者が裁量をもってやるということはもちろん可能であるし、筋だというふうには思いますけれども、これまでの経過、長い間の町と女性の会との関係も含め、今は自主的な社会教育団体であるというように会則にもうたっておりますので、そうした公共利用をする団体への使用については、もちろん減免という形で、これまでは目的外許可を出しておって使用料は取っていないということとありますので、今後につきましても、先ほどの趣旨に基づいて、光熱費の一部はいただいておりますので、いわゆる面積に係る場所代の使用料というのは、取っていかない方向で考えているところであります。

面積が、ちょっとわかりかねます。恐縮でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈、は理屈も理屈のうちでありますけれども、女性の会と女性サロンの関係、幸田町との関係、長い関係でございますので、食堂でも一緒じゃないか、カメラアでも一緒でしょ、オープンと一緒にやって、それは、長い関係じゃないですか。町のほうがこれは減免する対象ですよというのは、それはそれでいいと言っているの

す、私は。ただ、それは、幸田町と女性の会、女性サロンを町民会館の一角を利用して、それにかかわる費用負担は減免だよと、そういう規定だから。

ただ、この関係からいけば、行政財産の目的外使用で、幸田町が必要としてそれを減免の対象にしているということと質が違うでしょ。それはそれで結構でしょう。だったら、幸田町が政策的に減免をするならば、その減免に相当する額は、文化振興協会に幸田町がお支払いするべきだと、こういうことを言っているのです。

使用料の規定の関係からいけば、減免の対象だよと。しかし、カメラの関係も含めていくなれば、条例上の問題があると。しかし、幸田町は、減免規定だよというのは、対文化振興協会との関係じゃないですよ。幸田町が、政策的にここは無償にしますよと、無料にしますよと。しかし、現に一定、面積を占有しているわけですね。その占有に対する幸田町として施設を管理をする文化振興協会に相当額を払うのは当然でしょ。どんなに長い経過があろうと、昔の中央公民館の中にあったことも事実です、私も知っております。しかし、そういうものを持ち出して話をするということであれば、どんな場合でも通っていく話ですよ。

ましてやカメラの関係からいけば、町民会館できたときからです。長いつき合いだ、18年か19年ですよ、その間、ずっとやって今まで無料でやってきたけれども債務負担行為の中でゴタゴタいって毒矢が飛んできて毒矢にまいてしまったわけだ。そういう形の中で、今回、3施設については、目的外使用料のほうから外して民民で契約して相当170万円からの年間の使用料を文化振興協会におさめなさいよ。それは、それで結構ですよ。それはそうでしょうといったときに、じゃあ、女性サロンは片手落ちですよと、理屈に合いませんよと、町が政策的に減免の対象にするならば、するにふさわしいものは、施設を管理をする文化振興協会にお支払いをするのが、物事の筋道ではないでしょうかということを申し上げている。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） おっしゃる意味がよくわかります。

済みません、先に面積が届きましたので、女性サロンの面積、平米で98.8平方メートルであります。

一つの整理の中で考えられるのは、町民会館という公の施設の中に、いわゆるスペース的な規定があって、会議室などは、会議室としての目的で使っていただく場所としてのスペースである。開館時から女性サロンとして位置づけたのは、そこは、専用の女性の活躍をもちろん今後も期待をしながらその公の施設の中の区画を切り、そこに女性の会が現状として事業を行っている福祉団体としてやってきていただいている。そのことの指定管理者に町民会館自体の施設を任せただけでありますので、町と指定管理者が結びます基本協約の中に、その女性サロンについての使用と費用の分については、無償とするような形でうたえないかなというような、今、こともあります。それは、まだ、しっかり、よいか悪いかはあれなんです、そうした考えを持っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育部長は、賢いな。本当に賢いと思ったよ。何で女性サロンのことだけ無償だよといって文化振興協会とそれを協定を結んで引き続き無償だというなん

て知恵が出てくるのかなと。

今回の条例はそうじゃないでしょ。取るべきものは、今、取っておったと幸田町が。しかし、趣旨からいくと、目的外使用で指定管理者に全部任せてしまったとハッピーネス・ヒル全体を、そうしたときにおかしいじゃないかといって毒矢が飛んできた。毒矢が飛んできたときに、ガス抜きであなた方は、それはまずいなといって撃たれて死んではいかなんたといって今回出してきた。

今回、こうした問題を女性サロンが問題があるよといったときに、町長が女性の会が大好きだからって、今度、100万円を補助金をつくっちゃった。そして、今回、これでどうするかといったら、別個に個別協約の中に何とか入れないかなと知恵出すわって、そんな知恵を出さなくていいのですよ。

目的外使用であることには間違いなし、私は、貸衣裳のそのサロンを撤去してくれなんていうことは言っていない。ふさわしいかどうかはまた議論になる。しかし、この引き続きやるとするならば、町の政策上の問題としておやりになるわけだ。文化振興協会があそこにつくった、困るといった政策じゃないのです。町があるがままのやつをぼんと押しつけて、それを何とかないって知恵を出したのが、部長の考えだ。そうじゃないんだ。そんなところに知恵を出さないで、町長が女性を大好きだということは言わないけど、100万円の補助金をつけて引き続き無償だというなら結構でしょうと、無償なら無償でいいけれども、じゃあ、それにふさわしいお金を文化振興協会に支払っていくべきだよと、それでなければ理屈に合わない。上から読んでも山本山なら、下から読んでも山本山でなければいけないわけだ。

しかし、会館の中、ハッピーネス・ヒルの3施設については、それぞれ使用料、目的外使用だからといって170万円余を取るよと。しかし、これだけは治外法権ですよ。治外法権を正当化するために、協定の中にそれは入れていきましょうよといって正当化を図ることになりませんか。そういう私に言わせれば邪道なことを考えずに、取るべきものは取るという形でなぜ対応ができないのか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 町民会館の公の施設の中に、政策的にこの女性の活躍を推進する場所があることについては、従来どおりからあるわけでありまして、その費用につきましては、例えば、文化振興協会に、今、言いました98.8平米相当の使用料を払うということをしたといたしましても、また、違う形での補助でまた埋めるというようなことも今まではそんな事例もいろいろとあったわけでありまして、いずれにしても、この政策的な推進という意味を前面に打ち出した場所であるし、本当に住民の方の御利用もあるわけであるし、公共的事業であるということには間違いのないと思っておりますので、遠回りをしてでもいいわけでありまして、結果的に、そうした事業を推進をしていただく団体への場所だということを基本協約の中にうたっておくということも、契約という意味では必要であろうかと思うし、そうした今案で考えているのが現実でございますので、どういう方法がほかにいい方法があるのか、また、考えもさせていただくわけでありまして、現状、そうした形で考えさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町民の利便性も図って、町民の方も多く利用されておりますから、引き続き基本協約の中に入れて無償でという、それは、あなた方の政策の問題ですよ。政策の問題を、全然違う文化振興協会になぜやらないといけないのか、利用者の利便性、サービスだよというのは、食堂でも一緒でしょ。コーヒーが飲めて食事ができる、それは、来館者を対象にしているのです。いう点からいけば、私は一緒ですよ。片一方は食事代やコーヒー代は払いますよ。だけども払ってその中から目的外使用料を、今度は、目的外使用ではなくて、文化振興協会に使用料として支払ったということであれば、何も花嫁衣裳の関係からいって、女性の会からいって、町民の利用がありますからというのはとってつけた理由という点からいけば、私は、邪道だけれども、今、100万円の補助金だと、100万円超えている補助金を出している、ここから出したらいいじゃないか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） もう少し時間がありますので、もう少し考えを詰めさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、14号議案の質疑を打ち切ります。

○議長（浅井武光君） 次に、第15号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽弘君。

○10番（大嶽 弘君） ICT導入の具体的な内容ということでお尋ねしますが、今回の条例に該当するような介護対象の人数は、大体、どれくらいの人がいるのかということと、それから、介護を受ける立場で今回のICTがどういうふうな利便というか影響があるのかということについてお尋ねしたいのですが、具体的に言えば、例えば、ホームヘルパーとかケアマネジャーが、家に1回来て、いろいろどうですか、ああですか、これからこういうような計画にしましょうというようなケアプランを立てるわけですが、そういうときに、こういうことで困っていますよ、こういうことでお願いしますよというような、そういうような相談事があった、お頼みごとがあった場合に、メールとかそういう電子機器情報に基づいて、即医師が対応できるように連絡をするのか、それともそういう情報をどんどん個人情報積み重ねておいて、必要なときにそういうものを活用していくというようなことなのか、ちょっと質問がおかしいかもわかりませんが、介護を受ける立場から見て、今回のこの条例がどういうふうな向上になるのか、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま、16号議案にかかわるICTの情報通信技術の導入の内容、対象というような御質問でございます。

まず、対象者ということでございますけれども、このシステムそのものは、岡崎、幸

田、西三河南部東圏域の中でのシステムでございますので、岡崎の対象者の方も含まれますので、全体の個数というのは、私どももつかんでいないわけでございますけれども、対象となり得る、幸田町の対象となり得るということでいきますと、今、介護認定を受けてみえる方が947名おみえになりまして、そのうち、在宅の利用の方が前提となりますので、654名の方が、当面、幸田町の対象者の方になり得る方であるというふうに考えております。

ただ、この対象者につきましては、医療関係の方からの情報提供ということもありますので、必ずしも介護認定を受けている方でないと、この対象者にならないということではありませので、そういう意味では、さらにたくさんの方がこの制度として使われる対象になるのではないかとこのように考えております。

それから、具体的な事業内容でございますけれども、議員が言われたような内容につきましては、この在宅医療福祉連携システムのメリットの一つとして、御推察のとおり役割であるというふうに思っております。

ただ、このシステムそのものについては、中心的な目的は、在宅で医療と介護のサービスを受ける人を中心にして、対象者の担当医、かかりつけ医や担当ケアマネ、訪問ヘルパー、薬剤師等のかかわっている方たちが、対象者の情報を囲んだ形でグループをつくって、医療介護情報の共有化を行いながら、適正な情報に基づいてよりよい医療と介護のサービス、支援を提供できるようになると、これがこのシステムの大きな目的でございます。

そういう意味で、このシステムが構築されますと、高齢者に対して行われる医療、介護、福祉などのサービスが多種医療間での連携が取りやすくなって質のよい高いケアが実現されるということが、大きな目的でございます。

具体的には、電子連絡帳システムという、システム名でございますけれども、情報ネットシステムに医療関係者、介護サービス事業所等が所有する携帯電話ですとか、スマートフォンですとか、パソコン、そういう情報通信機器をアクセスして、患者情報の登録、検索を行った上で、関係者間でメールによる情報交換をリアルタイムに同時に行うという、情報ネット上の会議というような形を構築するというところでございます。

そういう関係で、関係者が一つの場所に集合しなくても、多職種間・異業種間での情報共有ができるということで、会議のための移動時間の削減ですとか、みんなが集まる時間の調整が不要ということで、委員が言われたとおりに迅速に情報共有ができるという点が大きなメリットになるということでございます。

また、電子連絡帳といった個人の情報が蓄積されていきますので、その医療や介護のケア計画を作成する際に、今までの情報を見にいまして、記録を見にいて、個々の高齢者の方々の抱える問題を明らかにして、より高いケア計画、医療計画も含めますけれども、つくる資料となる、これがこのシステムの大きなメリットであります。高齢者にとっては、特段、その直接的な影響というのはまずないのですが、より質の高いケアが受けられる。それから、何かあった場合、先ほど議員が言われたように、一々先生のところにいかなくてもいいというケースも出てくるかと思えます。そういう意味で、このシステムの構築によりまして、より精度の高い介護保険の給付、サービスを行ってい

くというふうになると思っております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、いろいろと言われたわけであります。

一同にかえさなくても、情報が共有できるということではありますが、しかしながら、このICT導入の事業開始、これを早めた理由について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ICT導入の事業開始を早めた、こういう理由でございますけれども、この制度そのものは、平成26年6月に介護保険法が改正されまして、平成27年4月から介護予防日常生活支援総合事業の地域支援事業において、4項目の新たな事業が位置づけられることになりまして、いずれも体制の整備ですとか、円滑な実施を図るためには、時間が要する事業ばかりでございます。

そのため、介護保険法の115条の45、第1項に定める介護予防日常生活支援総合事業については、平成29年4月まで、それから、同法の4項に定める医療に関する専門的知識を有するものが介護サービス事業者居宅における医療を提供する医療機関、その他、関係者の連携を推進する事業、いわゆる在宅医療、介護連携事業でございますが、それから、第5項の生活支援体制整備事業、それから、第6項の認知症総合支援事業、この3つの事業につきましては、平成30年4月までに実施をすることの猶予期間を定めたということでございます。これが、幸田町介護保険条例の附則第8項で定めたことになります。

そこで、その中での第4項になりますけれども、在宅医療介護連携事業について、岡崎市在宅介護サービス事業所連絡協議会、これは、既に起ち上がっておりまして、合わせて今年に入りまして、岡崎市医師会において、在宅医療サポートセンターが開設されました。西三河の南部東圏域として、事業が取り組める要素が、素因が予定より早期に整備されるということになりました。

この今言った在宅介護サポートセンター、それから、介護サービス事業所の連携協議会ですとか、在宅医療サポートセンター、この設立がこの事業の推進について重要であるというのは、国のほうの中身にも記載をされているところでございます。

幸田町としても、同じ圏域内での自治体として、岡崎市、それから、岡崎市医師会、薬剤師会、歯科医師会との連携の準備を今年度に入り進めてまいりましたけれども、ICTシステムの構築を含めまして、平成28年度から取り組める目途がたったということで、介護保険法の115条の45、第2項の第4号、幸田町介護保険条例では、附則第8条第2項の在宅医療介護連携事業について、2年前倒しで実施すると、こういうふうに至ったわけでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要は、一番の早めた理由としては、岡崎市にある在宅医療サポートセンターが開設をしたと、これが最大の理由ということではありますが、こうしたIC

Tを活用した情報ツールの導入と、これについては、費用対効果、あるいは、その実際使いやすいツールかどうか検討することが大事だというふうに言われておりますけれども、しかしながら、この在宅医療サポートセンターが開設したことを受けて、今回、岡崎市、あるいは、幸田町、医師会ともに連携をすることが可能となったということのようでございます。

そこで、このICT導入に対する費用的な面、これは、どのように位置づけられたのか、お聞かせいただきたいということと、それから、医師会や事業者との連携がこのようになってくるということですが、要は、これから民間の在宅医療の関係のICT導入というのはいかがということでもあります。

それから、個人情報、いわゆる個人情報の蓄積によって、この個人情報が多用される、流れる可能性というものも出て来るわけでございますので、そうした点での個人情報の取り扱いには十分注意が必要でありますし、同時に、また、マイナンバーが1月から供用開始をされております。そうした点での個人情報の保護という点での観点はどのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、システム構築に向けた費用の関係でございます。町内でこのシステムが始まるに当たってのPRを含めまして、そういう環境整備がまず必要になってまいります。

その関係で、基盤となります電子マップの導入ですとか、医療福祉マップの作製、PRというような形で事務費としては200万円ちょっと出させていただいているというのが、平成28年度の予算の中での内容でございます。

本来のシステム構築ということでございますけれども、これにつきましては、岡崎、幸田の保健医療サービスネットワーク協議会でこのシステムについては構築をするという形になりますので、この協議会への負担金という形で町から支出をさせていただいて、岡崎市、それから、幸田町、医師会、そういう参加する団体がそれぞれ負担をしあって、合わせてネットワークを構築するというのが内容でございます。

幸田町から、平成28年度に予定しております協議会への負担金として、134万6,000円を新年度予算で計上させていただいているという中身でございます。

これ全てがネットワーク構築費に回るわけではございませんけれども、加盟の団体からの費用の徴収によりまして構築されてくるという形でございます。

費用本体は、ちょっとそこまで新年度に入ってから十分調整していきたいと思ひまして、手持ち資料はございませんけれども、単純に岡崎市と幸田町の人口割ぐらいな形で負担がされてくるというふうに思っただけければよろしいかと思います。

それで、あと、民間の導入ということはいかがかという内容の御質問でございますけれども、このシステムの改修につきましては、いろいろな機関が行っておりまして、既にこの事業をやって開始している自治体もございます、圏域もございますので、そういう意味では、そういうところを使いましてやっていくということで、なかなか独自開発、自治体主導の開発はなかなか難しいところがありますので、これにつきましては、やはり、民間のシステムを使っていくというのが流れになってまいります。その上で、個人

情報の取り扱いの安全性についてのことでございますけれども、まず、上につきましては、セキュリティポリシーを設けまして、管理運営に関し、そのシステムの運用管理について詳細を規定をして、ネットワークの安全稼働と効果的な利用支援をするということでございますので、その中で、まず、セキュリティについては、十分行っていく。

それから、実際に情報の共有を図られる方、高齢者等になりますけれども、その方については、このシステムに載ることについては、まず、同意をいただいた方でないとシステムには載せない、しかも、それに参加する、いろいろな事業からの参入についても、ここの先生、あそこの先生とか、幸田町の包括だとか、幸田町だとか、そういう形で、本来、その方に同意をもらった事業所でないと、情報には見れない、要するにＩＤをそういう団体に与えて、その方しか見れないと、こういうような形のシステム内容になります。

それから、安全管理についても、ガイドラインについても受けますけれども、外部からの不正の侵入に対して、厳格に情報をして、本人さんがこれはやめたいというような申し出があったら、いつでも中止ができるという形の、そういうようなセキュリティ面についても配慮をして、特に情報が外に漏れないということについて配慮をしていくとこういうことになります。

○議長（浅井武光君） １３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 個人情報につきましては、十分、留意が必要だということで、情報は、同意を得ていくということのようでございます。

しかしながら、これからこうした情報等には、マイナンバーというものがつきものがあります。

マイナンバーについては、十分注意をしていく必要があるというふうに思います。

そこでお聞きをするわけでありますけれども、この情報に対して、この本人、個人情報の中にマイナンバーは、番号が振られるのかどうなのか、合わせてお聞きをしたいとします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この情報については、医療介護関係の情報でございますので、マイナンバーを附して税等の情報を見るということとはございませんので、マイナンバーの付加は入っていないとこういうことでございます。

○議長（浅井武光君） １３番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上をもって、第１６号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、１０分間の休憩といたします。

休憩 午後 ２時５６分

再開 午後 ３時０６分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第１７号議案の質疑を行います。

１３番、丸山千代子君の質疑を許します。

１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の法定外公共用物の占用料の見直しにつきましては、愛知県の条例改正によるものでありますが、この金額につきましては、県条例に合わせたものなのかどうかということでございます。

それから、愛知県の条例は、いつ改正されたのか、いつから適用になるのか、合わせてお答えがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 17号議案の法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございますけれども、この発端となりますのは、国の道路法の施行令の一部を改正する政令が、平成25年11月20日に公布されて、平成26年4月1日から施行されているということで、国については、国の直轄道路ですけれども、そういった管理道路については、道路占用の見直しが行われたということで、これを受けまして、愛知県においても、愛知県がこの政令改正を受けまして、占用料の額について見直しを行いまして、昨年、平成27年12月22日に県条例の改正の公布を行い、施行は、平成28年4月1日から施行するということになっておりますので、これに合わせまして、幸田町としましては、この愛知県の算定をしております占用料を近隣の状況も見ながら、今回、採用して一部改訂を行っていくというようなことでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この赤線、青線の占用につきましては、48件ということでありました。

238万円の占用料が入っていたものが、13万8,000円の減となる見込みであるということがわかったわけでありますけれども、いわゆるこの結果におきまして、どれくらいのパーセンテージで引き下げられたのか、合わせて確認のためにお尋ねしたいと思います。

先ほど、私が言いましたこの金額も、説明のときに申されたものを聞き取り書きしたものでありますので、正確かどうかは定かではありませんけれども、再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 法定外にかかわる影響額につきまして、議案説明で説明をさせていただいた金額でございますけれども、法定外では48件、金額としましては、現行制度ですと231万8,000円、千円単位で申し上げると形です。それが、改定後、このまま影響額を算定しますと、218万円、ちょっと端数の切り上げ、切り下げで変わりますけれども218万円ということで、減額としまして、13万8,000円ということで、減額のパーセントで見ますと、約6%の減ということになっております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の説明でいきますと、県の条例、その前に国の法が変わったよと、国の改正を受けて国は平成26年4月からやっていると、県のほうも昨年の12月21日に県が県議会で可決をされたからということですよ。

そうしますと、幸田町は何なのか、国、県、その下請機関かと。法定外の関係からいけば、それぞれの自治体の裁量権と課税権あるわけですね。そういう中で、課税をして言ってみれば自主財源だ、自主財源が231万8,000円あるものを、6%減になる。何でだといったら、国がそういっておりました、県がそういっておりました。じゃあ、自治体は要らないじゃないか、出張所でいいわ、支所でいいじゃないか、愛知県幸田町出張所、支店、支所と、議会も要らない、町長も要らない、自治体なら自治体として課税権がある。そうしたときに、法定外の関係は、全部、国、県に右にならえでなければ法違反になりますか、どうかということの確認であります。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、法定外につきましては、道路法での改正を施行令の改正をもとに算定をしているということでございます。

これにつきましては、後ほど出る、幸田町の道路占用条例にもかかわるわけですが、それに持たれる部分が、かなり法定外につきましても、算定占用料が統一させていただいているのが実情でございます。

今、御質問の法律上に関しては、もともと道路法の39条の中で、道路法の部分で、道路占用等の占用料の額、及び、徴収方法は、各市町村の地方公共団体の条例で定めると、県を含めて、としていると、そして、こういった全国にわたる事業で政令にかかわる事業、こういったものについては、政令に定める基準の範囲を超えてはならないというのが、法律的には定められておりますので、その範囲の中であれば、独自のそういった算定は可能だと思いますし、法定外につきましては、基本、今、项目的には、道路占用条例を引用しているところもございますけれども、独自の法定外の項目もございます。この項目について、算定額については、これは、実は道路法の額をそのまま使っておりますので、その部分は、法律的にはこれを変えることは可能だと思いますけれども、実際に、今、ほかとのバランスなどを考えると、実際、道路占用料との均衡を図るという部分でもこの法定外については、そういった配慮をさせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが、今、言われた中で、政令の範囲内であれば、それぞれの市町村が条例で規定をすれば、法定外の関係は取れますよということですが、その政令で定める額というのはどれくらいですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この政令で定める額というのが、基準ですね、政令で定める基準というのがございまして、この基準につきましては、占用料の算定方式を、この政令で定めているということでございます。

この占用料の額というのは、ちょっと詳しく説明をさせていただきますと、道路の価格、道路価格というのに使用料率を掛けまして、それに占用面積を掛け、修正率を掛けるという、4段階での占用料の額を算定する、そういった算定の基準、これは、国の基準がございまして、それに従って取り組んでいくということになります。

この道路価格については、それぞれの固定資産税評価額とか、そういったものの選

定による部分で、加重平均をして道路価格は出されると、また、使用料率につきましても、これについては、全国平均された使用料率がございます、そういったものを使いなさいという形でございます。

また、占用面積については、これも電柱1本当たりの面積は、電圧など、電線の本数によって断面も想定されておりますので、そういったものが基準であるということで、基本、この基準に基づいて算定をすることというのが、政令の範囲ということで、唯一、その中で各市町村の裁量が働くという、いわゆる道路価格、その固定資産税評価、こういった部分の個別のもので算定をしていけば、それは、不可能ではないかと思いますが、今、我々もそういった部分で、ほかの市町村の状況を確認しますと、今回の施行令の改正は、実は、大きな改正も中に入っております、この種別が、いわゆる占用料の算定がお配りした資料の中にもございますけれども、第1級類から第5級、いわゆる5段階のものにわかれているということで、前回は3段階でございましたけれども、5段階にわかれているということで、きめ細かくなっているということが、この施行令の範囲のことでございますけれども、そういう面では、中身的には、そういった各市町村で判断できる部分としましては、道路価格の算定の部分で裁量がきくのかなと思いますが、具体的に算定する国の金額というのは、これは個々にやってみないとわからないところでございまして、それには、基準が定められているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 都合のいいときに、資料を出しましたって18号の資料を出してくる。ここでいけば、第1級地から第5級地まで、幸田町は第3級地だよと、こういうことの中でじゃあ幾らだと、正当性が書いている。

しかし、あなたの説明でいけば、法定外の関係からいけば、道路法の39条を援用しているけれども、政令の範囲ということであれば、その算定方式はいろいろあってもない、こうでもないと言っているけれども、その政令の定める基準の範囲内であれば、別に県からああのこのなんていう、言われる筋合いはない。

要は、みんなで渡れば赤信号も怖くはないという発想なんです。自治体ですわ。幸田町は。幸田町というのは、自分のところは自分で、知恵と政策で自分のところをきちんとおさめなさいよというのが自治体。その自治体が、県のコピーだといってくる。県のコピーをやっていれば身の安泰は図られる。しかし、政令で定める範囲を超える基準はいけないけれども、その基準内であればということであれば、何も改正する必要がないわけなんだ。

要は、一人っ子になってしまうといかんよといっておきながら、片一方では自主財源ですよ。金額が多い、少ないの問題は別にして。自治体が課税権を行使して法定外の関係、法定外の公共物にかかわる占用料を取るという点からいけば、何もない。国や県の基準を超えたものであるということでなければいいわけなんです。

だから、そういう押しなべて県のコピーをやれば一番いいなと。連れしょんべんもみんなやれば楽しいなと、こういう発想ではないですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 県の算定額につきましては、実際に２年間かけて愛知県内の市町村の固定資産税評価のデータ提示価格を集計した上で、算定されているということで、そういったものを、今回、先ほど、恐縮でございますけれども、資料で説明させていただいたように、５区分になっているということから、そういった部分でのきめ細かい状況になっていると、その辺を採用するというので、独自に算定するという、例えば、名古屋市のような特殊な価格が設定されているというようなところ辺は、個々に取り組んでいくところはあると思いますけれども、なかなか、やはり、そのための調査、部分は、各市町村、なかなかそういった部分まで取り組めていないというところから、愛知県が定めている基準、これを条例を幸田町、また、近隣市町のこういったものを採用しながら、均衡という言葉が正しいのかわかりませんが、国、県道、また、県管理国道、こういったものと市町村道は合わせていきたいというようなことで、幸田町内での均衡を図っていきたいというようなことから、そのように算定をさせていただきました。

○議長（浅井武光君） １４番、伊藤君。

○１４番（伊藤宗次君） ですから、現行を変えなければそれでいいわけですよ。結局、独自に算定するのは極めて至難だから、みんなについていくのが一番安泰ですよと、そのことによって自主財源が減額されても、そんなものはついてまわれば、行政なものでしょうがないじゃないかと、これがあなたの答弁だ。

何も改正しなくてもいいのです。改正しなかったら、現行水準、現行条例の規定の内容でいったら、県がぐちぐち言ってくるのか。何で幸田町だけ自分のところの考えかげんでやるのだと、政令市の名古屋市のはどうも声が届かないけど、県下の市町村のちびが何をこいているのだと、こういうことになるわけだ。そうしたときに、いやわれのところ自治権ありと、現行水準を維持することについて、これ以上、上げるということを行っているのではない、あなた方は下げるというけれども、私どもは現行水準でやりますよ。ことを改めて事務が煩雑になる独自の算定はいたしません、現行の算定でやりますよということを言えばいいでしょ、なぜ、言わないのですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今回の法定外の部分でのこの改定の項目が、６項目、その中で、３９の区分のいわゆる占用区分がございますけれども、この中で、減額されるというのは、法定外の中では２２項目、変わらないのが３項目、また、増加されるのが１４項目ほどということで、合わせて３９区分がございますけれども、そういった中で、やはり、上がるものの中にはございます。そういった部分も配慮しますと、この時期に一緒に取り組むということが、国からすると２年おくれということになりますけれども、愛知県が算定する期間に時間を要したということからして、愛知県の施行と合わせて、幸田町もこの機会に取り組んでいくということで、下がる部分、影響額は、トータルで下がっておりますけれども、中の件数ごとに見ますと、上がっている分もございますので、そういったものも含めて、今回、同時に取り組むようにさせていただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） １４番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県条例の基準表を出していただきました。

そこで、先ほどこちよつと言われたわけでありますけれども、この段階が第1級地から5級地までございます。その中で、幸田町は第3級地に位置づけをされているわけでありますけれども、この位置づけというのは、どのようにやっていくのでしょうか。

先ほどは、固定資産評価に基づいてということであったわけですが、この第2級地に名前を連ねます岡崎市、それから、蒲郡市に挟まれた地域でございますが、こうした点で、幸田町は、2級地ということではなかったのかということですが、この段階について、5級地の中の3級地に位置づけられた点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 以前の施行令の改正の前は3区分であったものが、今回、5区分になった、その5区分が、この資料の4ページにある欄外にございます。いろはにほという5区分ということでございますけれども、この区分の内容につきましては、人口と都市の区分であるわけですが、申し上げますと、まず、50万人以上の市の土地平均価格以上の市町村が、一番上のいということで、50万人以上の市の土地の平均価格以上の市町村という形で、50万人以上とは限らないのですが、そういったいわゆる税の平均価格を出したところ、50万人以上の規模の市の土地平均価格を出して、それ以上の市町村がここに入ってくるという、同じようなことで、その次のものが、20万人以上の土地平均価格以上の市町村ということで、土地の部分での平均がそこに上がっている部分の市町村が挙がってきている。また、次の3段目は、20万人未満の土地平均価格以上の市町村と、また、4段目については、町村の土地平均価格以上の市町村と、町村の部ということになります。

ただ、もちろん町村の平均価格を、算定したものよりも上の市町村ということで、市ももちろん入ってきます。その他が一番下という形で、この5区分にわかれているということで、その中で、近隣では、岡崎では2級地、岡崎、安城、蒲郡などは2級地ということで、一方、豊田、西尾、幸田町は第3級地という形でありまして、その下の田原市については、4級地ということでございますけれども、この算定につきましては、市町村ごとにその知事が示しております固定資産税評価基準の定めによる定時平均価格というのがございます。その提示平均価格をもとに、田畑、山林、宅地などの区分でそれぞれ算定をされておりますけれども、それを各市町村ごとに吸い上げたものを人口別、または、市と町村に分けて、平均価格を算定して、その算定額よりも上回るか、下回るかで、この5区分を分けているということだそうです。

実際に、この部分、詳しく見てみますと、固定資産税評価の提示価格というのは、幸田町にも届いてきていますけれども、そういったものの区分、今、実際には、市町村行財政のあらましにも載っておりますけれども、そういったもので見ますと、評価額をそ

う評価地積で割り返したりして、その価格を出してみますと、やはり、確かに3級地と2級地の違いというのは、やはり、面積、そう評価地積で大分左右されるのかなと、いわゆる分母が大きいと、この得る平均価格は、下がってきってしまうということでありませう。そういった面で、岡崎ではちなみに計算をしますと、平方メートル当たり、1万2,000円ぐらいになっておりますけれども、豊田市では6,600円ということで、平均してしまうと、価格的には2分の1、1対2の割合ぐらい、2級と3級というのは差が出ている状況でございます。

ちなみに、幸田町では、算定しますと、約8,000円ぐらいになると思いますけれども、そういった形で、固定資産税の提示平均価格を面積でももちろん総評価地積で割り返した平均価格を出してみると、やはり、この区分のように、おおむね、そういった形で説明ができるのではないかなということから、岡崎は2級地、豊田は3級地という形の差が、そういった面積の分母の部分で差が出ているというようなことからこうなっている。

御質問の幸田町が3級地になれないかということであるわけですがけれども、今、申し上げたように、平均価格からすると、8,000円程度という形でありますので、幾ら以上がどうかというのは、私も手元にございませうけれども、2級地となっていく上では、少し、その平均価格が追いついていないというようなことから3級地になっているということで、お願いをしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言ってみれば、この関係は、県との関係はこの資料から見れば、要は、県の基準を切り抜いて切りはりしてコピーしたものだよというような形でしか理解はできないなというふうに思ひわけですが、ただそうしたときに、幸田町との関係は、みんなちょっと網掛けといひてはいけないうけど、網掛けがしてある。網掛けをしてあつたときに1級地、2級地よりも3級地である幸田町が、高いところと低いところがある。合わせていくなれば、3級地から4級地、5級地へいくと、通常、一般的には下がるというのが理屈のように思ひわけです。これでいくと、3級地よりも4級地、4級地よりも5級地のほうが高いという事例がある。ここら辺はどういうふうなあり方がしてありますか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この表を見ますと、確かに逆転をしているところもございませう。この辺が、その算定基準に基づいて算定しておりますので、個々には確認をしておりますけれども、今、申し上げた算定基準の方式、この中から出てくる道路価格、また、使用料率、占有面積、修正率、この関係で、それぞれの係数の変わりぐあいで逆転する部分があるのかなと。道路価格は、もちろん、その級地によってランクがつけられると思ひますけれども、使用料率というのが、どうしてもその沿線上の道路上の使用料率になってきますので、そこの部分が、区分が変わってくる部分がありまして、そこで逆転現状があるのではないかなというところ辺が、やはり、生じている部分ではないかというふうに考えております。

ちょっと、正確な答弁というのは、なかなか難しくてできませんけれども、そういったことでお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 細かいもので、目が老眼鏡は、拡大鏡で一生懸命やっていると、拡大鏡の範囲が狭いもので行を間違えるわけですが、要は、そうしたときに、この関係の占用料の基準の関係からいけば、拘束力があるのですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、拘束力という御質問だと思いますけれども、この表に愛知県が示している部分、このとおりに、この金額でしなければいけないということになると、独自の算定をすることで、第3級地で愛知県はこれで示しておりますけれども、幸田町の一番右の欄が、この3級地ではない、独自の金額を、独自の算定、基準は一緒ですけれども、独自に算定することで、この数字を変えることは可能だと思います。

それは、ほかの市町でも、今、検討しているところはございますけれども、なかなかやはり基準から出してくる部分からすると、前に申し上げたように、5級にわかれておりますので、かなりきめ細かくなっている分、平均を上回る、下回るというところ辺で変わってきますので、その部分は、実際には、今、前は独自で計算されたところ、今回の改定でこの県の基準に戻すということも出てきているようですので、その部分は、確かな情報ではございませんけれども、この内容をそのままこのとおりにしなければいけないという拘束力という観点からすれば、独自の算定をしていけばそれは不可能ではないということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの説明でいけば、従来は、3級地制だった、今回は5級地制の中で、幸田町が3級地になりましたよという形の中で、これら説明をされておりますが、ここでいうところの例えば、令第7条第9号に掲げる施設という形の中で出てくるものが、幸田町はこれに該当する施設はあるでしょう。ここで掲げるものについてどうなのかという判断をしたときに、なぜ、この基準が3級地であってAに対して0.011を乗じて得た金額だよという形に結びつくのかといったら基準があるからこれにもたれましたよということだけですね。

だから、そうしたときに、じゃあ、現行基準をやったときに、これは、違反かどうか、それは拘束力はございませんと、自治体だけの判断で結構でございますよと、ただそうしたときに、他市町とのアンバランスが出ますからということだけだ。だから、アンバランスが出たことによって、近隣情勢にひびが入るのか、そういうことはないはずなんですよね。だから、そうした点からいくと、なぜ、切り抜き、切りはり、コピーをした占用料でなければならないのかという説明にはならないでしょう。

要は、親亀こけたら皆こけましたと、幸田町も御多分に漏れずでございますよということの理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 令第7条第9号に掲げる施設ということで、建築物その他、事務所などがございますけれども、そういったもので、いわゆる係数、これは定率法という

ことで、率が決まっていて、それに評価額をかけたものが占用料になるということで、このAという評価額、この辺がそれぞれの市町で異なりますので、それで算定される、もちろんその市町の中の場所によっても決まってくるので、その部分での評価額が高くて係数が低ければ、占用料は低くなっていくという形になっていると思います。

そういう部分では、この係数が多ければ高いというわけではないというところ辺はありますが、今、御質問のこれに、要するにそのまま愛知県の基準を使っているというところ辺が、一番の論点だと思いますけれども、やはり、今、この算定数値を出した部分の根拠ということに対しては、愛知県も2年をかけてそういった部分の数字を示しているということからすると、これを、我々としては、運用させていただきながら、もちろん、これは、幸田町内での県道なり、国道の県管理国道、248号線とか、いわゆる県道何々線と、市町村とのそういったバランスからすれば、この地区一帯での評価が同じなところであれば、同じ占用料となってくるということから、そのバランスはとっていき、やはり、混乱を招かないように、そういったものを示していくことが、我々としては必要かと考えまして、そのようにさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 19号議案です。深溝北山屋敷2号線、町道の廃止についてをお聞きをします。

深溝北山屋敷2号線が廃止になる。そうすると、その跡地は一体どうなるのかな、まず、その点からお願いをします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この町道深溝北山屋敷2号線につきましてですけれども、これにつきましては、昭和58年3月25日に道路認定をされてございます。その道路につきましては、実際には、従前から、従来から、これは個人地、個人の民有地ということでした。そこを、今回、廃止認定ということで、廃止することによって、そのまま民有地として帰属されるというか、もともとが民有地ですので、そのまま民有地として利用されるというようなことでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 確か、民有地だったなという記憶も私もございます。これで、長い間、この地区の住民のために道路として使わせていただいたわけですが、それが、所有者のほうに返されると、町として感謝はどんなような形であらわされているのですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この道路、実際に、昭和58年3月25日に道路認定をされておりますけれども、実は、この道路認定をした経過というのが、なかなか我々も把握が、調べてみましたけれども、途中、補助整備事業も一部絡みながら取り組んでおりますけれども、その際についても、この道路が認定されているところは関係なく、民有

地として換地のほうもされているという形からして、事実上、現地には通路としてございますけれども、土地に対しては、補助整備が途中あったにもかかわらず、そういった土地の整備をするということもされなかったということもされなかったという状況でございます。

その辺については、地元の土地の役員様にもちょっとお聞きをしたところ、その辺は経過も定かではないというような状況でございました。

そういった面で、今回、この地主さんとの得ている中では、今回、この土地、民有地を土地活用されるということで、建物を建てるための用地工事を進めるということから、そういった部分では、今まで道路認定されていたところを、実際には、今回、廃止するという形で、その間、いわゆる道路認定としての部分がございました。それを、地権者の方のこの地主さんにも、私自身もちょっとお会いをしまして、過去の経過なども含めて確認いたしましたけど、経過も含めて、当時の状況からして、晴れて民有地として戻していただけるという形での部分では、我々からの感謝という言葉ではなく、そういう経過を把握させていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いわゆるこういう民有地が、道路になっておるとするのは、町内にもまだたくさんあるような気がするのですが、ちなみに、町内にどのくらいあるのかどうかについてお聞きしてよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、こういった事例だと、なかなかケース的には、極めて少ないと思います。未認定道路とか、いわゆる未登記路線、道路としてあるのだけれども、そこがまだ名義が個人の土地であるというような形は、まだ、それこそ未登記路線の処理をしている数がございます。

ちょっと、今すぐ頭の中から出てこないのですが、こういった、いわゆるもともと民有地で分筆も何もされていないと、そういった面では、課税も民地の方が払っておられるというような状況でございます。そういった部分の全く公図を見れば道路がないところに、現場に道路があるというような形の部分では町内では、それほど、私の知る範囲では、承知はしていないという状況でございます。今回について、かなり事例としては少ない部分だと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いずれにしても、昭和58年からずっと町道として使わせていただいたところに対しては、町としては、何らかの形で言葉の一つもかけてもらえれば、円満にいくのではないかといいふに私は思っておりますので、お願いをしたいと思っております。

この道が、廃道になると、住民の生活道路が一つなくなるわけです。とても短い距離なのですが、とても重要な道路です。特に、この地区は、高齢者が物すごくふえてまいりまして、そういった高齢者のための生活道路がなくなってしまう。ということに関して、町のほうは何かその辺のところについての配慮というのは考えておられたのかどうかについてお願いをしたいと思うのです。

道路が一つなくなれば、新しい道路を用意するとか、そういったことを考えがあったかないかについてお願いをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、ここの道路の扱いについて、いろいろと我々も所管とこの土地を使われる方、また地主さんとの調整をされてきたわけですが、そういった中で、この道路認定をされているところを、実際に道路整備できないかというのが、まず、最初の検討項目でございました。この道路をつくる場合、ここの部分は、前面道路と奥の道路とつなぐ距離が廃止路線として26メートルと書いてございますけれども、延長として26メートルという短い中で、高低差が3メートル50ほど、多くて40メートルぐらいございます。そういった面では、15%ぐらいの道路勾配、縦断勾配という急こう配の状態になってしまうということから、そこに道路をあえて用地買収をしてつくるといことは難しいし、全体的にこの地区の道路のネットワーク部分、道路密度を把握して、今回、廃止でも構わいという考え方をしておりまして、周辺、前面に大きな町道がございますので、そういったものの町道と、中の生活道路を結ぶ26メートルの今の道路がございますけれども、中の生活道路に関しては、延長的にもそれほど長いものではないものですから、今、この道路を廃止することによって、支障を来すということは道路の全長的な部分から見ますと支障はないかなと思います。

実際に、地元の行政区を含めて、地区の住民の方にもお聞きした部分がございますけれども、そういった中では、この道路がなくなることに対しては、差し支えはないということなんですけれども、ただ、今、議員が言われるように、地域では、散歩をされたり、いろんな面で近い部分、26メートルしかないところを歩いていきたいといったところ辺はあったかと思しますので、そこら辺は、地主さんの御厚意で通ることは可能なのですが、実際には、代替路線としての路線というのは、幸田町としてはもう少し西側に一つ狭い道路がございますけれども、そういったものを広げれないかというようなことも地主さんにお話しした件もこの際ございましたけれども、なかなかそこまで協力いただける状況にないという回答をいただいていたものですから、現在、この代替路線としての考え方というのは、今の時点ではないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） やっぱ、地元民が安心して歩ける生活道路の確保というのは、これはとても大事な事かなというふうに思います。

ごみ捨て場が遠くなる、エコたんバスの乗り場が遠くなると、避難所が遠くなると、遠くなる道路と、そういう遠くなる道路行政というのは、それは、考え直すべきだなと思うものですから、やっぱり、道路を廃止するということは、必ず何かもう一つ代替用の道路を用意するというような気持ちがないと、どんどんこういう生活道路がなくなっていく、それはまずいことだなというふうに思っておりますので、その辺は心得ていただきたいと私は思います。

実は、今、この道路の話、この議会に、今、議案が出ているわけですが、この議案の出ているときには、もう既に、この道路はございません。存在していないですね、実際。もう存在しないのですよ。道路そのものがないし、道路のところは別のものができ

ておりますので、要するに、この議案を議会に出すという意味は、一体何だろうということ、私は、今、考えているわけですが、議会の同意の意味はどこにありますか。それをお答えください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今回の、今、民有地となっているところの土地所有者が、宅地造成をしたいということで、擁壁工事を行っているわけですが、そこで、高低差がかなりあるものですから、そこを4メートル弱の擁壁を行ったということでございますけれども、実は、この相談については、昨年の8月ごろから設計士を通して相談がきっておったということです。この部分については、民有地である、町道認定をされているけれども民有地であるということから、地元の方たちと地権者、もしくは、地元行政区と相談したという形で、実際には、そういった中で、この道路については、実質、廃止という方向でどうだろうというようなことが、この中で方針として出てきているということで、ただ、実際には、道路認定の廃止ということにつきましては、幸田町では、これは近隣もそうですけれども、認定されたときもそうですけれども、廃止についても3月議会での、一つの年度としてまとめて取り組んでいるということで、過去に9月議会で取り組んだことも1回ほど、平成19年にございますけれども、3月議会にて取り組んでいるということから、これを実際に、例えば、じゃあ、3月の議決まで待ってから取り組むということが、通常、道路の権限でもってそれを制限するということは、不可能ではないと思いますけれども、今回のような、いわゆる道路として整備見込みのない、また、その部分の道路の勾配、設計を含めて取り組むことがなかなか難しいという、行政からすると道路サイドからすると、なかなかその部分は、制限をしたり、また、時期を待っていただくというようなことがなかなかやはり難しいという、弱い立場にもあるということから、これについては、現場の状況を優先して、現在、現場のほうはでき上がっております。擁壁については、道路の半分部分まで使った形になっておりますけれども、残り半分のところ、これは民有地ですので、その位置については定かではないのですけれども、その部分は、現在は、コンクリートのたたきがやっているような状況でございました。

そういう面では、現在、議会のほうの今回上程させていただいているのも、これは、我々開発工事の道路認定、道路法、都市計画法の32条協議で、実際には事後処理として道路認定廃止、つけかえ、こういったものを3月議会に取り組んでいるケースがございますけれども、そういったものと同じように、実際には、3月議会にて、法律上でいう、第10条でいう、一般の共用に必要ななくなった道路という形を現地にて確認して、本日、議会のほうに説明をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 要するに、もうこの8月ぐらいには話がありました。私の耳にも聞こえておりまして、それからずっと工事が始まってしまいまして、もう完全に半年もたつぐらい道路ではないのですよね。道路じゃない状態があつて、やっとこの3月の議会で我々のところは、こう議案として提出をされて同意を求められると、どういう同意をすればいいのかと、その部分です。議会に何を要求されたのかという部分が、私には

わからないのですが、なぜ、こういう議案がこの時期に出てくるか、今、説明がありましたけれども、おかしいですね。途中で12月という議会もあっただろうし、いろんなものがあったわけですから、3月にまとめてやることですよというのは、それは、理事者のほうの都合ですから、議会に対してこれでいいのかという部分は、もうちょっときちんとした説明がいただきたいと思いますので、再度、お願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） そういう面では、事前に議決を得てという形が、好ましいのではないということもございますが、実際には、そういった現場の状況を踏まえて対応をさせていただいております。実際に道路法の10条の中で、一般に供する必要のなくなった道路という形での分を、現地での確認を踏まえて、これがどういうふうな民地でどういうふうな造成をされるか、こういったものが不確定な状態での部分もございますので、それを確かなものとした上で、今回、議会に上程させていただいていることとございます。

もちろん、これは議会で承認いただけないということになれば、その分は、当然、道路認定は外せる、もしくはつけ加えるとかそういったことになるかと思いますが、実際には、そういった部分で、私権に制限を呼ぶ部分がございます。これを実際に経済活動されている部分の制限、こういったものを加味しますと、例えば、委員の言われるように、12月とか9月議会とか、そういったところでお諮りしたほうがよかったということかと思いますが、その辺につきましては、そういった協議の中に、こういった部分で造成がされてくるか、こういったものも不確定な状態であったということから、本日に至ったということとございますので、この辺は、私自身も、実際には3月議会で事後承認という形は、大変、まずいのではないかという部分も、私自身も率直に思う部分もございますが、しかし、こういった部分が、今までの経過などを踏まえて、こういった対応をさせていただいているということとございますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議会は事後承認する立場なのかなというところが、一番気になるのです。去年の8月ぐらいから、もうぼちぼちコーンが立って、工事が始まって、通行どめになってきました。それは、私も承知しておりますし、僕も散歩コースにも入っているものですからわかっていることなのですが、これが、やっと3月の議会に出てくると、ここの議会の同意を得ると、同意を得て廃止されるというこの立場ではないですね。

それを、何か、それが正当のような今答弁をいただいているのですけれども、それって正しいことかやと思うのです。違うじゃないですか、やっぱり。議会の同意を得るときというのはいつなんだと。いろんな議案が出ていますから、どれもこれもみんなそうなんです、時々こういうふうに事後承認事案というのがありますよね。突然出るようなこともあります、やっぱり、こういう問題はきちんと議会の同意を得ると、議会をもう少し大事に考えるようにしていかないと、これは、わずか26メートルぐらいでしたか、あの道は、大したものではないのですよ。大したものではないけど、でも、そういう形で議会というのがなされるのかなと、私、自分の地元ですから、どういう説明を

すれないのだろうと思ったのです。今度、3月の議会が出るよ、もう遅いですよ、とっくに完成しています、工事は。じゃあ、いつ道路が廃止されたのか、道路の廃止はいつなんですか、そうすると。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際に、こういった法律的な部分から見ますと、58年3月25日に道路認定をされたところ辺から、既に実際にこの道路の扱い方に問題があったというふうに言わざるを得ないと思います。その部分は、地元の方、役員の方々もヒアリングをする中でお聞きする中で、やはり、問題意識を当時から持っていたということがございます。

その辺を、今回の議会でこの部分で、この土地利用を図られたことによって、この議会上程に廃止上程に上がってきたということからすると、それまでのうずまっていた部分が、今、露呈しているのではないかなという部分がございます。それを、今回の部分で廃止認定の可決をいただいたあかつきに、廃止をしていくということでございまして、実際には、現地にも、これは、設計士のほうも確認しているのですけれども、どこにどういう道路が本来あるべきなのかというところが、今の道路認定の中でも明らかではないというところからすると、現在の部分として、実際にどう取り組むか、現在の道路認定の廃止を受けた上で、可決をしていただいた上で、廃止の効力を及ぶというような形になるかと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） とにかく、現場はもう現場で動いてしまっています。完全な民地です。間違いなく誰が見たって道路ではありません。わかると思います。なっているのですよ。だから、やっぱり、そういうことは議会の対応としては、それはとてもまずいであろうということを、私、今、申し上げているのですけれども。議会として、それはまずい話だなと、そのことを理解していただきたい。

最初言いましたように、所有者に対する感謝の気持ち、これは大事なことですよ、僕はそう思っております。今度、もうちょっと向こう側も本当は道路にしてほしいなと思っているところもあるわけですから、それは大事なことですから、進めていっていただきたい。やっぱり、生活道路をなくした住民にとっての大事なことです。ですから、いろんな大事な部分を所有者と住民と議会に対して、少し町は、軽く見ているのではないかなというところが随分気になったものですから、今回、こういう話をさせていただきましたので、また、よろしくお願いをします。見解がありましたら。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、言われたように、実際に私の答弁も正当化するための答弁みたいな形になってしまって申しわけないのですけれども、実際には、そういった議会への配慮というのが十分ではないという部分はあるかと思います。そういった面を今回反省しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第25号議案の質疑を行います。

9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） まず、新年度一般会計の当初予算案の新規事業について質問をいたします。

平成28年度の新規事業は、幾つあるのか、また、予算の款別の金額とその総額について、大きいところで結構ですので、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 新年度の新規事業ということでございます。

それでは、まず、款別の数といたしましては、議会費で1件、総務費ではふるさと寄附等で7件、それから、民生費では、認定こども園等で9件、4億3,000万円、それから、衛生費では3件で、6,500万円、農林水産業費では、5件で4,600万円、商工費で1件で60万円、土木費では、5件、こっちは永野公園のトイレ、そういったもので4,000万円、消防費で5件、こちらは、消防団の第2分団の詰所の整備、こういったもので6,200万円、それから、教育費では9件、こちらは、整備等で7億6,000万円ということで、合計45の事業で14億4,000万円を予算計上をいたしました。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 45事業で14億4,000万円ということでありました。この45事業であります、先ほど、新規事業とした、これも大きいところで結構ですので、その狙い、理由をお聞かせください。

14億円というのは、例年にもまして新規事業、大きな金額かと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この平成28年度では、民生費で4億3,000万円、教育費で7億6,000万円の新規事業を行い、人口4万人を達成し、伸びゆく幸田町にあってゆとりをもって子育てができるまちを目指し、重点施策である子育て支援、教育関連を中心に予算を編成いたしております。

その事業といたしましては、幸田小学校の校舎の増築、北部中学校の施設整備計画、認定こども園の新設補助、児童クラブの増設、新規児童館の建設準備、認定こども園の開園、こういったものを推進しております。

また、防災安全対策につきましては、国庫補助事業を活用した体育館のつり天井の耐震化、それから、豊坂小学校で工事、北部中学校では実施設計を行い、基幹避難所の整備により南海トラフ地震等の大地震発生に備え、安全で快適なまちづくりを目指したも

のでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 子育て教育に重点を置いたというところが、非常に大きいというところだということでもあります。

以下、3つの新規事業について、その内容と考え方について、確認も含めてお聞きしたいというふうに思います。

まず、最初に総務費、総務管理事業ということで、ふるさと寄附についてお伺いをいたします。

この事業の狙いと、この4月中にスタートするということではありますが、そのスケジュールと、スタート後の事業の進め方、また、計画についてお伺いをいたします。

それと、このふるさと寄附金制度は、全国の80%を超える自治体が行っているということではありますが、効果を上げている自治体の取り組み事例と、近隣の取り組みの状況をお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税の事業でございます。

このふるさと納税につきましては、幸田町は遅ればせながら、本町においても4月より返礼品の送付を行い、本格的に開始をしていくということでございます。

まず、事業の狙いにつきましては、本町の発展を狙い、応援をしていただけるふるさと寄附に係る返礼品を実施することによりまして、地場製品のPR、それから、販売促進、地元生産者及び企業の活性化と合わせて、本町のPR、及び、財源確保等の相乗効果を図り、寄附者の本町に対する思いを町政に反映するとともに、心豊かで活力あるふるさとづくりの推進を図るというものでございます。

今後の予定といたしましては、パートナー事業者の準備が整い、楽天のふるさと寄附のウェブページができた時点で、予定といたしましては、4月中旬ごろのスタートとしたいと考えております。

また、効果の上がっている自治体の取り組みといたしましては、昨年度の寄附額、全国で2位でも35億円、寄附をいただきました静岡県の焼津市につきましては、まぐろなどの魚介類を初め、返礼品数は日本一ということで、500品目を超えるような返礼品数ということで、そういうことをアピールし、テレビのCMを活用して行うなど、相当額の経費をかけて積極的に実施をされておるということでございます。

また、県内では碧南市、こちらのほうが寄附額で1位となっており、遊園地の貸し切りなど、話題性のある返礼品に取り組んでおられるということでございます。

あと、近隣自治体の状況ということでございますが、西尾市におかれましては、昨年の6月から返礼品を実施し、寄附実績につきましては、昨年の4月から12月末までで2,950万円という実績を上げられているということでございます。

蒲郡市につきましては、返礼品対応につきましては、平成25年4月から返礼品、1品で開始しているということでございまして、現在は、4品で実施されており、寄附実績は1,045万円ということでお聞きしております。

岡崎市につきましては、本町同様4月からのスタートを予定されているというふうに

聞いております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 近隣ももう既にみんなやるということでありまして、幸田町のこの返礼品は、町内の農産物、それから、特産品、町内に工場を持つ会社の製品といったことであるというふうに思いますが、広報こうたで先ほども部長が言われました自慢の品を全国にPRしませんかというパートナー事業者説明会、こういうのを開催されたということでありまして、この説明会に賛同して出席していただいた事業者や個人の方の数、また、その反応についてお伺いをいたします。

それと、住民の方も最も注目をしているところだというふうに思いますが、返礼品として現在確定しているもの、候補に挙がっているものを発表できる範囲でお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） パートナー事業者につきましては、1月26日に説明会を実施し、事業者の方からは、自社製品等を全国にPRできるよい機会であるということで、まちの事業にも貢献できるなどの好意的な意見をいただいております。

現在、決定しております事業者及び返礼品につきましては、9事業者から30品目ということで、現在は予定をしております。

その返礼品の代表的なものとしたしましては、筆柿、モモ、ナシ等の果実や、それら果実と野菜の詰め合わせだとか、やまびこ豚、それから、工業製品では、エアウエーブのマットレスなどを予定しておりまして、その内訳としたしましては、農産品の関係で13品目、工業製品で12品目、サービス券で2品目、焼酎で2品目、その他、1品目となっております。

9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 9事業者30品目ということで、かなりPRしたいという事業者もあったということでありまして。

農産品については、きっと個人だというふうに思いますが、事業者と個人の数も合わせてお聞きしたいと思っております。

そして、事業として手続、税の関係で現在総務部が、この事業を所管されておるというふうに思いますが、企業立地課、あるいは、産業振興課などの各部、課の協力や分担など必要かというふうに思います。現状、そして、今後とどう連携をされていくのか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 農産品につきましては、個人ではなく、今のところ農協さんからの出品というような形で予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、今後の他部署との協力と、これまでの協力も含めてでございますが、まず、工業製品等につきましては、企業立地課に事務局のある幸田町ものづくり企業情報懇話会に参加いただいている事業者様に対し、情報提供のほうを行わさせていただいてと、それから、農産品関係につきましては、産業振興課を窓口に進めさせていただいているというようなことでございます。

また、幸田町商工会にも御協力をいただき、商工会員にも周知のほうをさせていただいているということです。今後も関係各課に情報提供を求め、全町的に連携をしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 今回は、町民以外の方が返礼品を受ける対象ということだということとありますが、昨年から取り組みを始めた西尾市、先ほど、6月からということでしたが、非常に多くきているということなのですが、寄附を申し出られた半数以上の方が西尾市民だということにも聞いております。

幸田町に生まれて育って、現在も幸田町に在住している人、それから、長く幸田町に住んでいる人、こういった方についてもふるさととは幸田だと思っている人も多いというふうに思います。いろいろなところで町民は返礼品の対象ではないですよということを言いますと、非常に残念だという声が多く聞こえます。こういった方にも、ぜひ、何らかの気持ちをあらわしていくべきだというふうに思いますが、その考えはないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 近隣市におきましては、在住の市民もふるさと納税できる、返礼品の送付対象とされているということは聞いてはおります。

ふるさと納税の本来の趣旨といたしましては、町外在住者であり、まちへ納税することができない幸田町出身者など、町にゆかりのある方、まちを応援していただく方が寄附をすることができる制度であるというものでございます。

また、本町のような不交付団体につきましては、町民の方から寄附をいただくと、返礼品の額により逆に税収のほうが減ってしまうというような状況になってしまいます。

例えばで説明をさせていただきますと、1万円をワンストップで寄附をいただくと、町民税は6,000円の減収となると、返礼品は6,500円ほどかかってしまうということで、差し引き2,500円の赤字になってしまうということでございます。

しかし、これは、交付団体であれば、交付税で4,500円補填されるということで、市民の寄附であっても2,000円の増収となるため、実施できるということではないかと考えております。

これらを鑑み、町民を返礼品の送付対象外と、今回はいたしましたが、在住者からの寄附は、例えば、別の返礼品を用意している自治体もあるとお聞きしておりますので、そういったものの状況を見ながら、今後、検討が必要になるかもしれないとは考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 検討されるということとありますので、よろしくお願いをいたします。

インターネットでふるさとチョイス、これが一番大きいものかと思いますが、さとふる、こういったサイトに幸田町の案内が掲載されて、全国にものづくりの幸田、また、幸田の特産品が華美にならない程度に掲載されていくことを期待したいというふうに思います。

次に、土木課の新規事業に、道路照明更新等工事、１，０００万円ということがありますが、この更新工事とは、こういった事業化をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 道路照明灯更新等工事、１，０００万円の予算の関係につきまして、御説明させていただきますが、それぞれ道路照明灯につきましては、国、県、町、それぞれ管理しており、県管理道路などでは、幸田町内に４５３基ほどございますけれども、その中の幸田町管理道路、ここについては、概数となりますけれども、大体３００基ほど街路灯、いわゆる道路照明灯がございます。このうちの平成２６年度、道路附属物点検を行いまして、幹線的な町道を対象に１５０基の点検を行ってきました。その結果、部材の腐食度合いが激しいなど、優先的に修繕を行う必要があるというものを判断したものが、３３基ほどございます。そのうちの３０基について、今回、国の社会資本整備総合交付金を受けて、修繕を進めるということでございます。

当面、平成２８年度としましては、その３０基のうちの１４基について、修繕工事で１，０００万円程度を予定しているという内容でございます。この修繕の内容、具体はまだ決定してございませんので、補助対象の範囲内で、そういった施工を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） ９番、酒向弘康君。

○９番（酒向弘康君） 国、県、町ということですが、総務部が所管する防犯灯等、それから、土木の道路照明ということですが、そのすみ分けは、どのようになっているのでしょうか。

私の中で、区別としては、交通安全目的で国道、県道についている自立式の水銀灯、これが道路照明で、それ以外の防犯の目的のために設置している生活道路などの今回ＬＥＤに変わったもの、これが防犯灯という認識をしているわけでございますが、この区別でいいののかもお聞きいたします。

また、設置管理者、管理担当者、それぞれどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、防犯灯はＬＥＤ化した際に、３，９０９基ということでありましたが、先ほど、道路照明は町内に何基設置しているか言われたと思うのですが、それについて、もう一度確認したいと思います。お願いをします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 道路照明灯についてということで、この基準でございますけれども、もともと道路照明灯は、明るさが急変する道路の場所、また、交通が集中する場所において、道路の状況とか、その交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境、視環境といっていますけれども確保して、議員の言われるように道路交通の安全円滑を図るためのものということで、その設置基準が、国土交通省が平成１９年なんですけれども定めておりまして、主に、通常の町道であれば、交差点とか、横断歩道、歩道橋、もしかしたら橋梁部とか踏切の前後、また、極端に幅員が変わるようなところ、道路構造が変更するような箇所、こういったところにこの道路照明灯は設置しているということで、実際に、ケース・バイ・ケースということでございますけれども、そういった基

準でもって、道路の安全性を確保する、また、円滑性を確保するという面での照明灯ということで、今、防犯灯につきましては、防犯灯の設置基準に基づいて、いわゆる犯罪の未然防止、また、町民の安全を確保するという、その設置要綱に基づく設置がされているということで、このように防犯を中心とする防犯灯と道路交通の安全性円滑性を中心とする道路照明灯という形での住みわけをしているというような状況でございます。

なお、先ほども答弁させていただきましたけれども、幸田町管理の道路内において、道路照明灯はどれくらいあるかということで、概数ということで大変恐縮でございますけれども、300基ほどあるということでもあります。ちなみに、愛知県の管理道路では、幸田町内では453基、愛知県の道路では453基、幸田町の道路では300基ということをお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。300基が町内、町管理ということですね。

総務防災の関係に話になりますが、防犯灯の設置率は、幸田町は他の市町に比べて設置率というか、数が多いというふうなことでありますけれども、私なりに人口一人当たりという見方で設置率を調べてみました。

幸田町は、3,909基、防犯灯、人口の4万人で割りますと、10.2人に1灯という結果がありますが、これに対して、隣の西尾市は、16.8人に1灯、岡崎市は、15.5人に1灯、安城市は28.3人に1灯という数字でありました。人口当たりという見方がいいのか悪いのかわかりませんが、幸田町は、この数字からして、かなり高い数値だということがわかるわけなのですが、山間部の多い本町は、当然、多くなるかというふうに思いますが、こういった地域性を除いても本町の設置率は高いのか、どうなのかをお聞きいたしたいと思います。

また、道路照明灯数、近隣との比較、設置率といったようなもののデータがあるのかどうか、また、地域などからこの道路照明の設置要望などが出ているのかどうかなどもお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 防犯灯の設置率ということでございますが、今、議員が言われたように、人口比率、こういったもので見ますと、幸田町の比率というのは、やはり、かなり高い数字になっているということで、ほかの団体と比べると高い数字になっているということでございます。

あと、面積当たりの灯数等で見ますと、幸田町の場合、1万4,510平米、1灯当たりの面積が1万4,510平米、岡崎が1万5,581平米というようなことになってまいりますので、面積当たりで見ると、特段多いわけではないと、人数当たりですと多いということでございますが、この辺の関係も防犯灯だけで、照明というのは防犯灯だけではなくて道路照明灯等もございますので、その辺の絡みもありますので、幸田町は特段多いのかどうなのかということは、ちょっと一概には言えないというふうには思っております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 道路照明灯についての設置率とか、そういった観点では、なか

なか把握をしてごさいません。必要な箇所にその都度、設置をさせていただいているということで、その分母については、ケースバイケースということで、必要な場所にということになるものですから、よろしくお願いします。

なお、こういった点検とか修繕というメンテナンスを行いながら、現状把握、道路環境の変化、こういったものに対して応じていくというふうな形でございすし、また、地元からも、もちろん球切れとかそういう面も含めて、いろんな通報をいただいております。そういったものをまた移設の要望とか、そういった面も含めてございすので、そういったものを、今回、点検をしていく中でも、地域の方の御意見もいただきながら、更新するものは更新していきますので、その分を対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 9 番、酒向弘康君。

○9 番（酒向弘康君） では、もう 1 点、3 つ目ですが、教育費の新規事業の中で、給食費食器購入、1,013 万 5,000 円ということであります。今回の購入は、小学校分ということであります。何種類、何枚を購入されるのか、また、切りかえはいつぐらいになるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 発注の時期につきましては、年度初めに行ってまいりたいと思っておりますが、従来からイチゴ、ナス、筆柿の図柄を引き継いで使用させていく考えでありますので、実際の使用は 9 月、2 学期からというふうに考えています。

枚数につきましては、御飯を入れます飯碗、それから、お汁の関係の汁椀、おかずを乗せる角型の仕切り皿、3 種類がありますが、それぞれ 3,000 枚を購入予定であります。

○議長（浅井武光君） 9 番、酒向弘康君。

○9 番（酒向弘康君） 9 月からということであります。

小学校で、特に、低学年の子には、重くて割れやすく危ないということで、それも理由にあったということではありますが、ものが壊れてものを大切に使うことということも教育の一つだという声もありました。年間どれくらい割れて、それによるけががあったのかどうか、小学校、中学校の実績をお聞きいたしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 破損率でありますけれども、平成 26 年度の 1 年間で、3 種類の合計で 882 枚の破損がありました。例年、主に 900 枚前後の破損数で推移をしております。

小学校での破損の割合でいいますと、約全体の 8 割が小学校の破損の率で言うところのこととあります。

そして、また、けがにつきましては、給食の主任者会にて事例の報告はありますけれども、数値的な集計は行ってはおりません。ただ、重篤な事故というような報告は入っておりません。そうした状況でございす。

○議長（浅井武光君） 9 番、酒向弘康君。

○9 番（酒向弘康君） やはり、小学生が重たいということで、割れる率も多いのかなとい

う数字かなと思います。そういうことで、中学校は現状の食器を使用していくことかというふうに思いますが、現在、小学校で使ってまだ割れていないものは、中学校へ回して使い切るということかだと思います。これは、節約再利用、こういった教育の面からもととてもよいことだというふうに思います。このことで節約できる、もし変えたということとを前提に計算すると、節約できる金額、それが在庫となって中学校に残るわけなのですが、いつまで購入しなくて済むのか、お聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） どれくらい中学校のほうに回るかということと含めて、幾らぐらいの金額かという御質問でありますけれども、中学校分では、各3種類ありましたが、それぞれ1,500個の購入を、変えるとすれば必要であるということで、今回、変えませんが、これらもし買ったとすれば、約税別で470万円、それから、先ほど破損の話もありましたので、中学校分が破損補充の購入をしなくて済むという意味合いにおきましては、年間で55セット、金額にしますと約18万円であります。

こうした試算に基づきますと、中学校の強化磁器製の食器は、当面の間、購入をする必要がないという状況であります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 当面の間ということでありましたが、また、数字があればということなのですが、お願いをします。

それと、この食器を扱う学校給食会、給食センターのほうでは、食器のかごの上げおろし、この作業で腱鞘炎や腰痛になったり、運搬用のコンテナが400キロを超えて、車輪が変形するほどだということですが、この食器に変更することで軽くなるということですが、どこまで改善されるのかお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 中学校のほうの当面の間ということで、試算でいきますと、かなり長い数値にはなるわけですが、再度、また、今後詰めた形での試算をしてまいりたいと思っております。

また、重量のほうの関係、食器変更に伴いますと、子どもたちに一人を取ってみますと、トレイの上に3種類の強化制磁器をこれまで乗せておったわけですが、そのトレイ3種類の分を乗せたといいたしましても半分以下の重量に軽量化をされます。

各種類の食器ごとにかごに入れて同じ種類のものをかごに入れて運んでいくわけですが、1つのかごに35人分詰めるというふうにいたしますと、飯碗のかごが約2.8キロ、汁椀のかごでいきますと3.3キロ、おかずを入れます角仕切り皿のかごでは5.3キロの軽量化が図れるわけとなります。

それを、また、大きなコンテナに乗せて運ぶという次の段階でいきますと、最大4クラス分が詰めますので、そのコンテナ単位でいきますと、約45キロ以上の軽量化が図られるという予定となっております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君。

○9番（酒向弘康君） 今、ざっと言われたのですが、400キロを超えるコンテナ

が45キロ減るということで、1割程度しか減らないというような計算でいいのかどうかということと、民間の事業所や工場では、重量物の取り扱いは、職場災害、大きな問題になるのですが、こういうことにつながってきます。腰痛等で休めば休業災害、あるいは、労災として大問題となるわけなんです。そういうことを防止するために、運搬や移動など、大きな不具合点に対して、幾つもの改善を重ねることでそういった災害を未然に防ぎ、働きやすい環境づくりを職場全体の知恵を使って進めているというのが民間の企業だというふうに思っております。

今までにどんな体制で労働環境の改善を進めてきたのか、お伺いをしたいと思います。

また、子どもたちのために一生懸命給食をつくって提供していただける方々のためにも、ぜひ、食器だけではなくて、全体のハード改善も進めていただきたいと思います。その考えについてもお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） コンテナの軽量化のキロ数につきましては、45キロ以上ということで、係数がいろいろとある中での平均的な軽量化の重さということで御理解をいただければというふうに思っています。

それから、平成21年に新給食センターをオープンをいたしましたわけですが、そのときが約4,000食の提供でありましたけれども、本年度におきましては、4,200食と、それがまた、将来的には4,500食というような形で増加を見込んでいるわけがあります。

そうした中で、本年度の整備工事におきましては、機械ユニットの追加等の整備も行ったところでありますし、一番、この配送の部分におきましては、いろんな導線だとか、人のかかわりもあるわけでありまして、トラック台数も1台ふやして4台体制といたしております。

また、給食センターの調理員の体制につきましても、給食会と協議をいたして、パート職員の充実を図ってきたところであります。

今後おいしい給食の提供と、そして、また、環境改善につきましても、合わせて慎重にしっかりとした対応に心がけてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、7番、鈴木雅史君の質疑を許します。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 平成26年9月議会より、空き家問題において、一般質問をしてまいりましたが、その概要に対する実態が把握されていませんでした。その後、全国的に問題とされ、実態把握が必要となり、その対応を行うために実態調査が必要となります。

今回の空き家実態調査業務委託料は、どのような内容で行うことを考えているのか、お尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 空き家実態調査業務委託料500万円についての御質問でございますけれども、平成28年度の施政方針の中でも、第一に安全安心の項目で、防犯、防災、環境など、さまざまな問題を含む空き家対策につきましては、現在の空き家実態

を調査し、地域の問題解決に取り組んでまいりますというふうに掲げておりまして、現在、平成25年度の住宅土地統計では、町内に約500戸の空き家が存在するというこれは推計でございます。そういったものを実態調査を行いながら、実際の空き家の所在、また、建物外観などの調査、また、現況を調査して、地図上に落とし込みながら、データベース化していくと、また、直接の建物所有者へのアンケート、土地所有者も含めてアンケートや意向調査を行っていくということで、なかなかこういった空き家については、それぞれの相続の問題とか、資産管理の問題、また、税などのさまざまな分野に影響があるため、放置状態が続くと火災を初め、いろんな問題が生じてくるということで深刻化されておりますので、議員のいわれるように、実際に、こういった取り組みを昨年の空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行が5月26日にあったということで、その中での市町村長の権限が、調査権が空き家の情報は把握できやすくなってきたということを踏まえて、しっかり取り組んでいきたいということで、今回、予算化をさせていただきながら、この空き家等実態調査業務を行っていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 次に、新規事業でありますけれども、民間木造住宅除却補助金というのがついております。この補助金について、どのような場合に補助金の交付を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 民間木造住宅除去費補助金180万についての御質問でございますけれども、いわゆる耐震診断の結果、判定値が0.4以下のいわゆる旧耐震基準の木造住宅の除去に対して補助をするということで、内容としましては、1件当たり20万円、ただし、耐震のための建てかえ、もしくは、今、1点目の御質問にありました空き家の除去にかかわるものであれば、それを10万円上乘せして、合計30万円という形での制度的な分を考えております。

予算的には、30万円の6件で180万円ほどの予算化をお願いしたいということがあります。

実際に、耐震化のほうは、平成15年度から取り組んで、その耐震診断、改修を行っておりますけれども、診断の累計としましては、平成27年度で633件診断を行って改修の補助を行ったのは63件ということで、また、なおシェルターについても、ことで1件ふえましたので2件という形で、最新シェルターは2件というふうな、なかなか伸び悩んでいるところではございますけれども、この診断済みの633件に対して、この判定値が0.4以下というのは、77件ほど、この633件のうちございますので、この77件に対して、いろいろと聞き取りをする中では、後継ぎがいなかったり、耐震改修してまで住む気はないとか、また、取り壊し費に対する補助はないのかというような御要望に基づき、今回、制度化をしていきたいということで、いわゆる耐震対策の一環として、減災対策の一環として、取り組みたいということでございますけれども、空き家となった老朽建物を除去することも含めて、30万円補助していくということで、耐震化とその空き家対策、両面の部分の取り組みとして、限度額30万円ということで取り組みを考えているという状況でございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 7 番、鈴木君。

○7 番（鈴木雅史君） 今、聞きますと、空き家のほうもある程度補助金の対象になると、
そう聞きましたものですから、それだけ納得いたしました。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 7 番、鈴木雅史君の質疑は終わりました。

ここで、お諮りをいたします。

本日の日程はこれまでとし、第 2 5 号議案以降の質疑は、3 月 1 1 日金曜日に繰り延
べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、第 2 5 号議案以降の質疑は、3 月 1 1 日金曜日に繰り延べることに決定をい
たしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これより散会といたします。

次回は、あす、3 月 1 1 日金曜日、午前 9 時から会議を開きますのでよろしくお願
いをいたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4 時 4 8 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

議 長

議 員

議 員